

資料編

〔目 次〕

〔防災組織・協力機関〕	1
○防災関係機関連絡先一覧	1
○秩父郡小鹿野町防災会議委員名簿	3
○秩父広域市町村圏組合 指定給水装置工事事業者 地域別一覧	4
○合併処理浄化槽設置指定工事店	9
〔救援施設〕	11
○指定緊急避難場所一覧	11
○指定避難所一覧	12
○指定福祉避難所一覧	12
○要配慮者利用施設一覧	13
○医療機関一覧	13
○飛行場外離着陸場一覧	14
○応急給水用資機材一覧	14
○救援物資集積所一覧	14
○災害時優先電話設置状況一覧	14
〔消防・水防施設〕	16
○消防水利の現況	16
○危険物施設数	16
○ガス販売所数	16
○雨量観測所	16
〔危険箇所等〕	17
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	17
○砂防指定地一覧	29
○地すべり防止区域一覧	31
○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	31
○山腹崩壊危険地区一覧	32
○崩壊土砂流出危険地区一覧	33
○地すべり危険地区一覧	35
○河川指定区間一覧	35
〔応援協定等〕	36
○災害時における協力支援に関する協定	36
○秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書	37
○災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	39
○災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	41
○災害時における避難施設の使用に関する覚書	43
○災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	45

○災害時の情報交換に関する協定.....	49
○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書.....	50
○災害時における物資の輸送に関する協定書.....	54
○緊急事態発生時等における施設の一時使用に関する協定書.....	58
○埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定.....	61
○災害時の医療救護活動に関する協定書.....	62
○災害時の医療救護活動に関する協定書.....	64
○災害時の医療救護活動に関する協定書.....	66
○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書.....	68
○災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書.....	70
○秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書.....	72
○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書.....	79
○災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書.....	81
○災害における物資供給に関する協定書.....	83
○災害に係る情報発信等に関する協定.....	86
○災害時の施設利用等に関する協定書.....	88
○災害時における被災者支援に関する協定書.....	90
○災害時における福祉避難所施設に関する協定書.....	94
○災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定.....	100
○災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書.....	102
○災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書.....	104
○災害時における葬祭協力等に関する協定書.....	106
[条 例 等]	120
○小鹿野町防災会議条例.....	120
○小鹿野町災害対策本部条例.....	122
○小鹿野町消防団条例.....	123
○小鹿野町消防団規則.....	127
[様 式 等]	133
○県報告関係様式.....	133
○緊急通行車両等確認申請書.....	138
○標 章.....	139
○緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）.....	139
○緊急通行車両等事前届出書.....	140
○緊急通行車両等事前届出済証.....	140
○防災航空隊出場要請（受信）書.....	141
○応急仮設住宅設置要領.....	142
○救助の特例等申請様式.....	144
○被害状況調査表.....	165
[そ の 他]	167

○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」.....	167
○指定文化財一覧.....	173

〔防災組織・協力機関〕

○防災関係機関連絡先一覧

令和4年4月1日現在

第1 埼玉県

機 関 名	所 在 地	電話番号
危機管理防災部災害対策課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-8170
危機管理防災部消防課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-8151
防災航空センター	川島町大字出丸下郷53-1	049-297-7810
危機管理防災部危機管理課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-8121
秩父地域振興センター	秩父市東町29-20	0494-24-1110
秩父県税事務所	秩父市東町29-20	0494-23-2110
秩父福祉事務所	秩父市桜木町8-18	0494-22-6228
秩父保健所	秩父市桜木町8-18	0494-22-3824
秩父農林振興センター	秩父市日野田町1-1-44	0494-24-7211
病虫害防除所	熊谷市須賀広784	048-539-0661
熊谷家畜保健衛生所	熊谷市円光1-8-30	048-521-1274
秩父県土整備事務所	秩父市下影森1002-1	0494-22-3715
北部教育事務所秩父支所	秩父市東町29-20	0494-23-2116

第2 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号
小鹿野警察署	秩父郡小鹿野町小鹿野2816-1	0494-75-0110
倉尾駐在所	秩父郡小鹿野町日尾1265-2	0494-78-0802
三田川駐在所	秩父郡小鹿野町飯田2908-6	0494-75-2316
両神駐在所	秩父郡小鹿野町両神薄2712-1	0494-79-0029

第3 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号
秩父消防本部	秩父市下宮地町10-25	0494-21-0119
〃 署西分署	秩父郡小鹿野町飯田575-1	0494-72-0119

第4 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7527
関東農政局消費・安全部	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0600
荒川上流河川事務所	川越市新宿町3-12	049-246-6371
〃 熊谷出張所	熊谷市久下1631-5	048-522-0612
熊谷地方气象台	熊谷市桜木町1-6-10	048-521-0058
秩父労働基準監督署	秩父市上宮地町23-24	0494-22-3725
秩父公共職業安定所	秩父市下影森1002-1	0494-22-3215

第5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第32普通科連隊	さいたま市北区日進町1-40-7	048-663-4241

第6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
(株)NTT東日本-関信越 設備部	さいたま市浦和区常盤5-8-1 NTT新常盤ビル6F	048-626-6623
日本郵便(株)小鹿野郵便局	秩父郡小鹿野町小鹿野2807-2	0494-75-2323
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町3-17-1	048-789-7117
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	熊谷市筑波1-113	048-538-5116
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤6-1-21	048-833-2041

第7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
(株)テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤6-36-4	048-824-3131
(株)エフエムナックファイブ	さいたま市大宮区錦町682-2	048-650-0795
(一社)埼玉県エルピーガス協会	さいたま市浦和区高砂1-2-1-410	048-823-2020
(一社)埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2771

第8 ごみ、し尿、水道

機 関 名	所 在 地	電話番号
秩父郡小鹿野町衛生センター	秩父郡小鹿野町伊豆沢10	0494-75-0352
秩父広域市町村圏組合	秩父市栢谷1477	0494-23-2242
秩父広域市町村圏組合水道局	秩父市別所538	0494-25-5221

第9 公共の団体

機 関 名	所 在 地	電話番号
小鹿野中央病院	秩父郡小鹿野町小鹿野300	0494-75-2332
ちちぶ農業協同組合	秩父市上野町29-20	0494-22-3645
秩父広域森林組合	秩父市日野田1-7-10	0494-26-5231
西秩父商工会	秩父郡小鹿野町小鹿野298-1	0494-75-1381
(社福)秩父郡小鹿野町社会福祉協議会	秩父郡小鹿野町小鹿野300	0494-75-4181
(一社)埼玉県建設業協会	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048-861-5111
〃 秩父支部	秩父市上影森764-8	0494-23-3239
(一社)秩父郡市医師会	秩父市熊木町2-19	0494-22-0570
秩父郡市歯科医師会 会長	秩父市上町1-6-2	0494-22-0790
秩父郡市薬剤師会 会長	秩父市寺尾1447-1	0494-26-5451

○秩父郡小鹿野町防災会議委員名簿

令和6年7月1日現在

区分	関係機関名	職名
会長	小鹿野町	町長
指定地方行政機関	熊谷地方気象台	熊谷地方気象台長
県の機関	秩父地域振興センター 秩父福祉事務所 秩父保健所 秩父農林振興センター 秩父県土整備事務所	所長 所長 所長 所長
警察の機関	小鹿野警察署	署長
町の機関	小鹿野町	副町長総務課長 総合政策課長 総合政策課兼DX・情報 政策推進室長 税務課長 住民生活課長 こども課長 福祉課長 保健課長 まちづくり観光課長 産業振興課長 建設課長 病院事務長 議会事務局長
教育機関	小鹿野町教育委員会	教育長
消防機関	秩父消防本部 小鹿野町消防団	消防長 団長
指定公共機関	東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社 東日本電信電話(株)埼玉事業部 三田川郵便局	支社長 取締役埼玉事業部長 局長
自主防災組織及び 学識経験のある者	自主防災組織 秩父郡市医師会	代表 副会長
その他機関	陸上自衛隊第32普通科連隊 秩父広域市町村圏組合水道局西秩父事務所	第2中隊長 所長

○秩父広域市町村圏組合 指定給水装置工事事業者 地域別一覧

令和3年10月25日現在

秩父市内

	名称	住所	電話番号	FAX 番号
1	(株)アイ設備	秩父市山田 1633- 2	22-2596	23-4526
2	アイテック	秩父市大野原 2301- 6	22-3686	22-3686
3	浅見建設工業(株)	秩父市大野原 1329- 1	22-3758	22-4605
4	あさみ商店	秩父市熊木町 12-25	23-3515	23-3562
5	(有)アザミ水道	秩父市金室町 13-10	22-7515	22-7515
6	(有)浅見設備工業	秩父市下影森 1686- 5	23-0656	23-0686
7	アライ住設	秩父市下影森 265	23-2647	25-1366
8	新井水道	秩父市寺尾 1917- 1	24-2942	25-1509
9	荒川建設(株)	秩父市荒川上田野 2096- 1	54-1075	54-3995
10	飯島建築	秩父市黒谷 1414- 2	090-8581-3185	23-5650
11	(有)飯野商店	秩父市日野田町 1-2-8	22-1617	22-7065
12	(株)いさみや	秩父市荒川上田野 785- 5	54-0633	54-0718
13	(株)いのうえ工務店	秩父市黒谷 368- 1	25-3458	25-3478
14	井上設備興業	秩父市中村町 3-3-46	24-0398	24-0398
15	(有)今井工務店	秩父市黒谷 1074- 6	22-4805	22-4805
16	ウォーターランド	秩父市下影森 678-18	23-1994	23-1994
17	(株)内柳	秩父市大野原 351- 1	23-1118	26-5118
18	(株)M&M	秩父市太田 1890- 2	26-6133	26-6133
19	小川水道	秩父市中村町 2-9-24	23-5265	23-5265
20	(株)カナイ設備	秩父市東町 21-16	22-1035	25-1222
21	(株)カネミツ設備	秩父市熊木町 23- 2	22-0934	22-0925
22	上林水道	秩父市上宮地町 20-23	23-1516	25-6678
23	川田水道工業所	秩父市寺尾 582- 3	23-9915	
24	喜多園水道部	秩父市下宮地町 6-18	23-2292	24-4458
25	(有)キョカワ設備	秩父市荒川上田野 1678-13	54-1042	54-1050
26	クロサワ住設	秩父市寺尾 2047- 5	22-6882	25-3353
27	(有)黒澤水道設備	秩父市小柱 500- 1	63-2131	63-2132
28	(有)黒沢総合	秩父市黒谷 65- 1	24-4471	24-4471
29	洗設	秩父市金室町 15-16	25-0592	25-0592
30	児玉工業(株)	秩父市桜木町 11-24	22-4441	24-8217
31	駒井建設興業(株)	秩父市栃谷 220- 3	25-0389	25-0397
32	埼玉文化産業(株)	秩父市野坂町 1-12-30	22-1663	25-1663
33	(株)斎藤組	秩父市下影森 163	22-5505	22-3134
34	(株)齋藤設備	秩父市上町 2-15-11	23-3483	22-3688
35	斉藤タイル工事店	秩父市黒谷 1272- 4	24-3154	24-3239
36	(株)サンセイ	秩父市中宮地町 29-21	23-6156	23-6158
37	サンヤ設備	秩父市中町 16- 4	090-2561-1255	
38	設楽住設工業	秩父市品沢 580- 1	62-6002	53-8032
39	(株)渋谷施設	秩父市上町 1-2-17	23-1266	23-1382
40	(株)清水商店 トータルメンテナンス	秩父市熊木町 12-19	22-0083	25-2930
41	住環企画(株)	秩父市荒川上田野 504-10	54-1313	54-1313
42	(有)新峰	秩父市寺尾 1340- 2	23-9348	23-9413
43	(有)強矢石油	秩父市上吉田 4244- 6	78-0058	78-0370
44	住幸	秩父市定峰 514- 3	24-3496	24-3496
45	セキネ設備	秩父市下影森 1189- 2	24-7640	24-7640
46	総合設備	秩父市田村 1490	23-9736	23-9736
47	ソーセツエンジニアリング(株) 秩父支店	秩父市大野原 1133	23-6630	24-1526
48	(株)ダイショウ	秩父市上影森 122- 4	22-3365	22-3373
49	(株)太陽設備	秩父市寺尾 2350- 1	24-0530	25-1133
50	武井産業(株)	秩父市大滝 1797- 3	55-0136	55-0137

	名称	住所	電話番号	FAX 番号
51	(株)タムラホームサービス	秩父市別所 386	25-0481	25-0306
52	(有)秩父設備	秩父市中村町 4-1-3	24-1235	24-9558
53	秩父土建(株)	秩父市大野原 743	24-3111	24-3114
54	ちちぶ農業協同組合	秩父市上野町 29-20	22-3645	25-0047
55	津山建設工業(株)	秩父市寺尾 3426-1	23-8079	23-5493
56	(有)中島土木	秩父市大野原 1337-6	24-0052	22-5661
57	(有)なかの建設	秩父市下吉田 6624-1	77-0172	77-1848
58	日新土木(有)	秩父市栃谷 651-1	24-6474	22-9213
59	日本施設(株)	秩父市下宮地町 9-8	22-5819	24-8647
60	(株)萩原工務店	秩父市野坂町 2-16-35	24-5062	24-5020
61	(株)HANASUI	秩父市荒川上田野 427-3	26-6609	26-6619
62	(有)ハマダ	秩父市大滝 903-2	55-0050	55-0005
63	引間工業	秩父市大野原 2952-3	22-2049	22-2049
64	(株)フクシマ工務店	秩父市荒川日野 842	54-0933	54-0933
65	福嶋設備	秩父市永田町 2-7	23-5182	23-5182
66	(有)藤原水道	秩父市野坂町 1-6-4	22-5917	24-5343
67	(有)宝生建設	秩父市大畑町 2-15	24-5614	25-2468
68	マエデン	秩父市山田 2132-1	25-1126	26-3007
69	町田土木	秩父市荒川上田野 638-2	54-2339	54-1037
70	(有)マルシン建設	秩父市吉田石間 3867	77-0676	77-1277
71	(有)マルト設備	秩父市下吉田 6242-1	77-1326	77-1553
72	(有)みやま商店	秩父市大滝 3928-6	55-0453	55-0470
73	ミライト(株)	秩父市下宮地町 20-17	24-5224	24-5284
74	茂木設備	秩父市黒谷 1306-8	24-0334	24-3388
75	(株)山口組	秩父市大野原 1333	22-4747	22-3901
76	(有)山口土建	秩父市栃谷 1158-9	23-3423	24-5323
77	山中電機商会	秩父市相生町 7-12	22-1209	22-8656
78	(株)山本組	秩父市大野原 2947-1	24-8324	24-0894
79	(有)雄企	秩父市品沢 205	62-0100	62-0302
80	有隣興業(株)	秩父市上宮地町 22-25	22-0210	22-5764
81	(有)ワカバヤシ	秩父市山田 2540-4	22-2052	22-3486

横瀬町内

	名称	住所	電話番号	FAX 番号
1	(株)大場建設	横瀬町大字横瀬 6565	22-4538	24-9814
2	(株)キシオカ	横瀬町大字横瀬 765	22-4703	22-4708
3	(有)サクラ住研	横瀬町大字横瀬 5314-1	22-7500	22-7505
4	(株)シマダ土木	横瀬町大字横瀬 6555-1	24-0971	24-0865
5	(株)ナカザワ 横瀬営業所	横瀬町大字横瀬 5218	22-0378	22-4457
6	(有)平沼建設	横瀬町大字横瀬 1669	23-2464	24-5280
7	(株)福寿屋	横瀬町大字横瀬 4282-1	23-0192	22-4392
8	(株)松崎住宅産業	横瀬町大字横瀬 4233-3	24-4756	22-7520
9	(有)丸塚	横瀬町大字芦ヶ久保 429-1	24-2198	25-1502
10	向井建築(有)	横瀬町大字横瀬 1212-1	22-3275	22-3228
11	(有)山中見一工務所	横瀬町大字横瀬 6433-3	22-8318	22-8318

皆野町内

	名称	住所	電話番号	FAX 番号
1	(有)浅見管工	皆野町大字三沢 2964	65-0536	65-0876
2	(有)新井水道設備	皆野町大字皆野 610-7	62-4525	62-2852
3	(株)新井石油	皆野町大字金崎 56	62-1251	62-1145
4	(有)小笠原建設	皆野町大字皆野 2097-3	62-0428	62-1320
5	(株)岡田工務店	皆野町大字皆野 31-5	62-3236	62-4131
6	金室住宅設備工務店	皆野町大字大淵 503-2	62-5395	62-5395

	名称	住所	電話番号	FAX 番号
7	(有)河内電設	皆野町大字国神 668-4	62-0754	62-5078
8	久保土建(有)	皆野町大字下田野 1191-2	62-1442	62-1491
9	(有)黒澤鉄工所	皆野町大字皆野 2335-2	62-0126	62-2126
10	黒沢窯業(有)	皆野町大字皆野 1905-1	62-0152	62-4688
11	埼玉特殊工業(株)	皆野町大字三沢 1338-1	65-0886	65-0889
12	(有)駒井工務店	皆野町大字金沢 1344-1	62-6888	26-5241
13	(株)中村工務店	皆野町大字皆野 1102-3	62-0458	62-4479
14	東設備	皆野町大字下田野 1098-1	62-4634	
15	町田鉄工所	皆野町大字皆野 884-9	62-0304	62-0304
16	守屋八潮建設(株) 皆野支店	皆野町大字大洲 11-1	62-1121	62-1684
17	四方田産業(株)	皆野町大字皆野 1408	62-1484	26-5013

長瀬町内

	名称	住所	電話番号	FAX 番号
1	浅見鉄工所	長瀬町大字本野上 749	66-0016	66-0016
2	アメミヤ興業(株)	長瀬町大字野上下郷 1405	66-1120	66-1123
3	(株)一志工業	長瀬町大字長瀬 618-2	66-3043	66-3667
4	大沢建材(有)	長瀬町大字井戸 753	66-2002	66-3448
5	(有)梶野建材	長瀬町大字中野上 473-5	66-1418	66-1418
6	縄文道楽	長瀬町大字長瀬 1036-3	080-6696-6566	
7	シンテック(株)	長瀬町大字野上下郷 3337-1	66-0457	66-0929
8	水道屋さん	長瀬町大字中野上 571	66-3715	66-3715
9	関口建設	長瀬町大字長瀬 1408-3	66-1179	
10	添田設備	長瀬町大字矢那瀬 458	66-2842	66-3988
11	(有)高橋工務店	長瀬町大字本野上 80-1	66-0368	66-3736
12	(有)秩北給排水サービス	長瀬町大字長瀬 1655-2	66-2211	66-2696
13	長栄建設(株)	長瀬町大字野上下郷 1920	66-2750	66-3085
14	(有)長瀬土木	長瀬町大字中野上 1135	66-2487	66-3780
15	樋口水道設備	長瀬町大字野上下郷 474-1	66-2035	66-2691

小鹿野町内

	名称	住所	電話番号	FAX 番号
1	エコシステムサービス(株)	秩父郡小鹿野町下小鹿野 141	75-4041	75-3523
2	菊屋	秩父郡小鹿野町小鹿野 341	75-1122	75-1121
3	(有)喜多工務店	秩父郡小鹿野町河原沢 150	76-0159	76-0149
4	(有)黒沢ハウジング	秩父郡小鹿野町三山 456	75-1284	75-3871
5	(有)小林石油店	秩父郡小鹿野町下小鹿野 764	75-2115	75-1786
6	水道設備イマイ	秩父郡小鹿野町小鹿野 973	75-3039	75-3039
7	須田建設(株)	秩父郡小鹿野町小鹿野 967-1	75-0145	
8	高橋建築(株)	秩父郡小鹿野町下小鹿野 144	75-2377	75-3523
9	たむら設備	秩父郡小鹿野町下小鹿野 197-1	75-3608	75-3608
10	(有)トヨタ水道	秩父郡小鹿野町長留 491	75-3147	75-3397
11	(有)中野設備	秩父郡小鹿野町下小鹿野 216-1	75-3603	75-5015
12	奈良設備工業	秩父郡小鹿野町般若 782	75-0180	75-3636
13	(有)フルイチ無線電機	秩父郡小鹿野町小鹿野 1872	75-0303	75-2046
14	(株)増田プロパン電機	秩父郡小鹿野町小鹿野 158	75-2111	75-3112
15	(有)ミヤテック	秩父郡小鹿野町小鹿野 1741-1	75-3212	75-5150
16	茂木工務店	秩父郡小鹿野町下小鹿野 2364-1	75-0563	75-2119
17	守屋設備(株)	秩父郡小鹿野町両神小森 2258	79-1730	79-1732
18	(有)守屋燃料店	秩父郡小鹿野町小鹿野 1799-4	75-1411	75-1227
19	山崎水道設備	秩父郡小鹿野町小鹿野 458	75-3478	75-3329

埼玉県内

	名称	住所	電話番号	FAX 番号
1	(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町 2-286	048-726-8613	050-3153-1750
2	(株)アイトップ	狭山市入間川 2-21-24	04-2952-2274	04-2953-3220
3	天田設備工業	児玉郡上里町大字金久保 699-20	0495-34-0440	0495-33-0847
4	(有)新井設備工業	児玉郡神川町大字二ノ宮 660-1	0495-77-3452	0495-77-3953
5	(株)荒川設備	川口市大字峯 810-12	048-297-8999	048-297-8966
6	(有)石原住宅設備	熊谷市石原 323-4	048-522-2807	048-526-2344
7	井上設備	大里郡寄居町大字用土 5738-2	048-584-0862	048-585-2423
8	(有)今井住設	本庄市児玉町児玉 350-2	0495-72-1894	0495-72-6367
9	内田設備	深谷市岡 2-14-17	048-585-2427	048-585-2423
10	(株)エナジー	川越市大袋新田 771-8	049-247-9002	049-247-9000
11	大久原設備(株)	本庄市児玉町共栄 314	0495-72-2843	0495-72-2923
12	(有)大越農機商会	大里郡寄居町大字桜沢 1344	048-581-1221	048-581-1223
13	大塚設備(株)	本庄市児玉町八幡山 624-3	0495-72-8580	0495-72-6235
14	(株)オカ住設	本庄市牧西 49-2	0495-22-4002	0495-24-6566
15	(有)小沢設備	大里郡寄居町大字折原 608-1	048-581-6479	048-581-9858
16	(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田 411	048-536-3662	048-536-2337
17	(有)川崎設備工業	鶴ヶ島市新町 3-21-102	049-286-7041	049-286-7042
18	(株)環境サービス	比企郡小川町大字角山 1045	0493-74-0231	0493-72-7007
19	(株)観水	深谷市柏合 681-1	048-571-3119	048-571-6475
20	関東日精(株)	児玉郡神川町大字原新田 1097-1	0495-77-3850	0495-77-0192
21	(株)関東ボイラ販売サービスセンター	熊谷市押切 2525-4	048-536-4171	048-536-0777
22	(有)神流設備	児玉郡神川町大字八日市 761-6	0495-77-3089	0495-77-0129
23	キムラ水道設備	児玉郡美里町大字下児玉 1138-1	0495-76-1028	0495-76-1943
24	(有)吉良設備工業	飯能市大字双柳 465-7	042-973-0400	042-972-7960
25	(株)クラシアン 所沢支社	所沢市岩岡町 801-1	0120-888-700	045-473-8055
26	黒沢設備	深谷市針ヶ谷 817-1	048-585-0825	048-585-5962
27	(株)こぐれ技建	上尾市大字上 62-13	048-778-8283	048-778-8186
28	K設備	比企郡吉見町大字長谷 722-20	0493-54-6362	0493-54-6385
29	(株)児玉設備工業	児玉郡神川町大字八日市 811-1	0495-77-4811	0495-77-1099
30	(有)小山水道工業所	熊谷市伊勢町 360	048-522-1162	048-523-6624
31	埼玉設備工業(株)	熊谷市三ヶ尻 156	048-532-5765	048-532-0670
32	(株)坂井住設	児玉郡美里町大字白石 1452-16	0495-76-4833	0495-76-4834
33	(株)SAKURAI	児玉郡上里町大字七本木 2993-1	0495-35-3955	0495-35-3956
34	(株)笹原設備工業	深谷市岡部 794-3	048-585-2217	048-585-5669
35	城島設備工業(株)	所沢市三ヶ島 2-925-13	04-2948-8737	04-2948-8742
36	晴耕設備	東松山市大字大谷 4864-4	0493-39-5679	0493-39-5979
37	積和建設埼玉栃木(株)	さいたま市見沼区東大宮 6-14-10	046-686-6611	046-686-6612
38	大翔工業	深谷市小前田 2082-2	048-584-5209	
39	(株)太水	大里郡寄居町大字折原 785-4	048-598-8440	048-586-0558
40	(有)平設備	比企郡滑川町大字伊古 158-1	0493-57-1157	0493-57-1156
41	タカイチ設備(株)	本庄市小島 4-6-7	0495-71-7576	0495-71-7579
42	(株)高橋設備	本庄市緑 2-1-2	0495-21-3563	0495-21-3506
43	(株)タキザワ	熊谷市石原 1-122	048-521-5028	048-523-1618
44	(株)たじま住宅設備	本庄市児玉町児玉 2293-15	0495-72-7771	0495-72-2562
45	(株)田島ポンプ工業	本庄市児玉町児玉 2444-12	0495-72-0210	0495-72-2042
46	(株)たべい	深谷市萱場 759-3	048-571-0466	048-571-3678
47	戸矢設備	児玉郡上里町大字堤 333-2	0495-33-9239	0495-33-9239
48	(株)中島水道	熊谷市万吉 709-7	048-536-5151	048-536-5165
49	(有)長島設備商会	北本市本町 4-99	048-591-1304	048-591-1390
50	(株)中屋	熊谷市弥生 2-50	048-523-2372	048-525-2323
51	(株)ハウスプラミングエンタープライズ	行田市富士見町 1-9-3	048-564-0166	048-564-0167

	名称	住所	電話番号	FAX 番号
52	(株)深谷電気工事	深谷市上野台 2935-4	048-571-4155	048-571-4159
53	(株)福田設備工業	加須市中種足 1529	0480-73-2848	0480-73-2809
54	(株)平成	児玉郡上里町大字七本木 1809	0495-34-3333	0495-34-3322
55	(有)へんみ設備	児玉郡美里町大字沼上 85-2	0495-76-4120	0495-76-4227
56	(株)細田設備工業	本庄市児玉町塩谷 587-1	0495-72-0909	0495-72-1156
57	(株)まつむら設備	本庄市児玉町児玉 65	0495-72-8331	0495-71-7448
58	(株)やなぎ	上尾市平塚 3010-3	048-772-5197	048-729-5260
59	(株)友信工業	日高市高富 56-13	04-2941-2444	04-2941-2445
60	(株)ユーライフ	東松山市石橋 1696-4	0493-81-5678	

埼玉県外

	名称	住所	電話番号	FAX 番号
1	(株)イースマイル 東京本社	東京都大田区上池台 3-44-9	0120-123-456	03-5754-5521
2	(株)クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町 6-10	06-6821-6133	06-6821-6137
3	ケアライフ(株)	群馬県桐生市菱町 2-1802-1	0120-54-0805	0277-43-2298
4	(有)サービスショップコア	群馬県桐生市菱町 2-1788-3	0277-43-1296	0277-43-2298
5	(株)交換できるくん	東京都渋谷区東 1-26-20	03-6427-5381	03-6427-4390
6	藤岡水道サービス	群馬県藤岡市上大塚 357-3	0274-23-9372	0274-23-9345

○合併処理浄化槽設置指定工事店

令和4年4月1日現在

NO	会社名	所在地	電話番号
1	(有)小林石油店	秩父郡小鹿野町下小鹿野764	0494-75-2115
2	(有)中野設備	秩父郡小鹿野町下小鹿野216-1	0494-75-3063
3	(株)カネミツ設備	秩父市熊木町23-2	0494-22-0934
4	(有)黒澤水道設備	秩父市小柱500-1	0494-63-2131
5	(有)新井設備	秩父市番場町6-14	0494-22-1104
6	(有)新井水道設備	皆野町大字皆野610-7	0494-62-4525
7	(有)守屋燃料店	秩父郡小鹿野町小鹿野1799-4	0494-75-1411
8	守屋設備(株)	秩父郡小鹿野町両神小森2258	0494-79-1730
9	(株)齋藤設備	秩父市上町2-15-11	0494-23-3483
10	(株)太陽設備	秩父市寺尾2350-1	0494-24-0530
11	(有)浅見設備工業	秩父市下影森1686-5	0494-23-0656
12	(有)マルト設備	秩父市下吉田6242-1	0494-77-1326
13	(株)ヒマワリ建設	長瀬町大字長瀬851-11	0494-66-3061
14	設楽住設工業	秩父市品沢580-1	0494-62-2874
15	奈良設備工業	秩父郡小鹿野町般若782	0494-75-0180
16	(有)グリーンアンドハウス	秩父市栃谷225-8	0494-23-3849
17	(株)アイ設備	秩父市山田1633-2	0494-22-2596
18	(株)いさみや	秩父市荒川上田野785-5	0494-54-0633
19	山崎水道設備	秩父郡小鹿野町小鹿野458	0494-75-3478
20	(有)トヨタ水道	秩父郡小鹿野町長留491	0494-75-3147
21	埼玉文化産業(株)	秩父市野坂町1-12-30	0494-22-1663
22	(株)山口組	秩父市大野原1333	0494-22-4747
23	(有)秩父設備	秩父市中村町4-1-3	0494-24-1235
24	(有)藤原水道	秩父市野坂町1-6-4	0494-22-5917
25	日本施設(株)	秩父市下宮地町9-8	0494-22-5819
26	(有)マルシン建設	秩父市吉田石間3867	0494-77-0676
27	(有)雄企	秩父市品沢205	0494-62-0100
28	樋口水道設備	長瀬町大字野上下郷474-1	0494-66-2035
29	(有)アライ住設	秩父市下影森265	0494-23-2647
30	(株)キシオカ	横瀬町大字横瀬765	0494-22-4703
31	新井水道	秩父市寺尾1917-1	0494-24-2942
32	(株)渋谷施設	秩父市上町1-2-17	0494-23-1266
33	(株)笠原建設	秩父市下吉田7635	0494-77-0083
34	(有)河内電設	皆野町大字国神668-4	0494-62-0754
35	岩田建設	秩父郡小鹿野町両神薄4681	0494-79-0757
36	須田建設(株)	秩父郡小鹿野町小鹿野967-1	0494-75-0145
37	(有)茂木設備	秩父市黒谷1306-8	0494-24-0334
38	(有)喜多工務店	秩父郡小鹿野町河原沢150	0494-76-0159

NO	会 社 名	所 在 地	電話番号
39	(株)岩田組	秩父郡小鹿野町両神薄2306	0494-79-0017
40	(株)いのうえ工務店	秩父市黒谷368-1	0494-25-3458
41	高橋建築(株)	秩父郡小鹿野町下小鹿野144	0494-75-2377
42	黒田工業(株)	秩父市別所441	0494-23-8176
43	(有)ミヤテック	秩父郡小鹿野町小鹿野1741-1	0494-75-3212
44	たむら設備	秩父郡小鹿野町下小鹿野197-1	0494-75-3608
45	(株)中村工務店	皆野町大字皆野1102-3	0494-62-0458
46	大亀建業(株)	横瀬町大字横瀬127-11	0494-22-6888
47	(有)キョカワ設備	秩父市荒川上田野1678-13	0494-54-1042
48	(有)浅見管工	皆野町大字三沢2964	0494-65-0536
49	(有)アザミ水道	秩父市金室町13-10	0494-22-7515
50	シンテック(株)	長瀬町大字野上下郷3337-1	0494-66-0457
51	(株)岡田工務店	皆野町大字皆野31-5	0494-62-3236
52	(株)信和設備	秩父市上宮地町1-12	0494-22-1934
53	クロサワ住設	秩父市寺尾2047-5	0494-22-6882
54	(有)サクラ住研	横瀬町横瀬5314-1	0494-22-7500
55	エコシステムサービス(株)	秩父郡小鹿野町下小鹿野141	0494-75-4041
56	(有)森林スマイル企画	秩父郡小鹿野町河原沢769	0494-75-4222
57	(株)清水商店トータルメンテナンス	秩父市熊木町12-19	0494-22-0083
58	上林水道	秩父市荒川久那3969-6	0494-25-6678
59	(有)黒沢総合	秩父市黒谷65-1	0494-24-4471
60	(有)飯野商店	秩父市日野田町1-2-8	0494-22-1617
61	(株)新光	秩父市下影森1331-9	0494-27-8200
62	(株)HANASUI	秩父市下荒川上田野427-3	0494-26-6609

〔救援施設〕

○指定緊急避難場所一覧

令和7年3月3日現在

	施設名称	施設所在地	電話
1	小鹿野文化センター	小鹿野167-1	75-0063
2	小鹿野小学校及び体育館	小鹿野2678	75-0049
3	小鹿野中学校、第一体育館及び第二体育館	小鹿野146	75-0009
4	小鹿野高等学校体育館	小鹿野962-1	75-0205
5	下小鹿野運動場	下小鹿野1170-2	
6	おがの保育所	小鹿野2744	26-6631
7	おがのこども園	小鹿野2743	26-6630
8	奈倉会館	下小鹿野124	
9	泉田会館	下小鹿野634-1	
10	信濃石会館	下小鹿野1381-1	
11	三嶋会館	下小鹿野2173-2	
12	中島公会堂	小鹿野49	
13	春日町会館	小鹿野1907-1	
14	原町文化会館	小鹿野564-1	
15	旧長若中学校及び長若体育館	般若902	
16	般若の丘・いきいき館	般若361	75-4477
17	秩父ミュージックパーク	長留2523	
18	柿久保観光農林漁業経営管理所	般若2690	
19	長留観光農林漁業経営管理所	長留3532-3	
20	長若第1区集会所	長留326-1	
21	松井田集会所	長留547-3	
22	下長留集会所	長留939-1	
23	長若第5区集会所	般若629-1	
24	旗居集会所	長留1541-1	
25	番場中央集会所	長留2301-3	
26	長若12区集会所	長留3047	
27	長若第14区集会所	長留4060-3	
28	旧三田川中学校及び三田川体育館	飯田323	
29	武道場	飯田334	
30	子育て支援センター	飯田2732	75-0550
31	納宮休憩所	三山2372	
32	松坂会館	飯田727	
33	三田川第11区集会所	河原沢996-1	
34	日尾第一グラウンド	日尾1487-2	
35	藤倉集会所	藤倉3131-2	
36	両神小学校及び体育館	両神薄2662	79-0006

	施設名称	施設所在地	電話
37	旧両神中学校及び両神体育館	両神薄2900	
38	両神振興会館	両神薄2906	79-1122
39	両神学童保育室	両神薄2901-1	79-1129
40	旧両神学童保育室	両神薄2763	
41	両神1区生活改善センター	両神薄158-2	
42	下薄農民センター	両神薄897-3	
43	両神3区集会所	両神薄2828	

○指定避難所一覧

令和7年3月3日現在

	施設名称	施設所在地	電話
1	小鹿野文化センター	小鹿野167-1	75-0063
2	小鹿野中学校、第一体育館及び第二体育館	小鹿野146	75-0009
3	小鹿野高等学校体育館	小鹿野962-1	75-0205
4	旧長若中学校及び長若体育館	般若902	
5	般若の丘・いきいき館	般若361	75-4477
6	旧三田川中学校及び三田川体育館	飯田323	
7	武道場	飯田334	
8	両神小学校及び体育館	両神薄2662	79-0006
9	旧両神中学校及び両神体育館	両神薄2900	
10	両神振興会館	両神薄2906	79-1122

○指定福祉避難所一覧

令和4年2月15日現在

	施設名称	施設所在地	電話
1	養護老人ホーム秩父荘	下小鹿野2551	75-0201
2	特別養護老人ホーム小鹿野苑	下小鹿野2551	75-3920
3	巨香の郷	小鹿野471	26-7705

<備考>

- ・ 秩父郡小鹿野町における異常な現象の種別（地震、崖くずれ、土石流、地すべり）
- ・ 避難所等の区分

区分	概要
自主避難所	・ 大雨や台風接近などで、土砂災害の発生が予想されるなど、身の回りに危険を感じたとき自主的に避難するために一時的に開放する施設
指定緊急避難場所	・ 災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所
指定避難所	・ 災害によって避難生活を余儀なくされる場合に、一定期間の避難生活を行う施設 ・ 職員を派遣し、町が開設する避難所
指定福祉避難所	・ 要介護高齢者や障がい者などの要配慮者を受け入れるために、指定避難所として指定した施設 ※原則、発災直後の直接の避難はできない。

○要配慮者利用施設一覧

平成30年3月9日現在

	施設名称	施設所在地	電話
1	倉尾けんこう館	日尾1229-2	78-0623
2	高齢者生活福祉センター	両神薄2395	72-8081
3	特別養護老人ホーム花菖蒲・両神	両神1060-1	72-8050
4	ユアアイハウスおがの	三山2213-1	72-5011
5	サービス付高齢者向住宅おおばたけ	両神小森290-5	26-6880
6	啓愛の里 さくら	般若821	75-4370
7	三田川小学校	飯田2700	75-0142
8	長若小学校	般若1192	75-0161

○医療機関一覧

令和4年4月1日現在

第1 病院・医院

病院・医院名	電話番号	住 所	診療科目
小鹿野中央病院	0494-75-2332	秩父郡小鹿野町小鹿野300	総合診療、整形外科、耳鼻咽喉、眼、心療内、リハビリテーション、婦人
堤医院	0494-79-0501	秩父郡小鹿野町両神薄1290	内、循環器
本間医院	0494-75-0020	秩父郡小鹿野町小鹿野399	内、小児
横田内科・呼吸器科クリニック	0494-72-7447	秩父郡小鹿野町小鹿野473	内、呼吸器
鈴木内科眼科クリニック	0494-72-7072	秩父郡小鹿野町小鹿野327-1	内、眼
原医院	0494-72-8088	秩父郡小鹿野町両神薄228-2	脳神経外、内、リハビリテーション

第2 歯科医院

病院・医院名	電話番号	住 所
高宮歯科医院	0494-75-0204	秩父郡小鹿野町小鹿野966-2
逸見歯科医院	0494-75-1848	秩父郡小鹿野町小鹿野257-2
しまだ歯科医院	0494-72-7201	秩父郡小鹿野町小鹿野1679-3
みつはし歯科クリニック	0494-75-0050	秩父郡小鹿野町小鹿野1808
加藤デンタルクリニック	0494-72-0077	秩父郡小鹿野町小鹿野354-1

○飛行場外離着陸場一覧

令和4年4月1日現在

場外名称	地名番地	座標・北緯			座標・東経			管理者
		°	'	"	°	'	"	
旧小鹿野町立三田川中学校	秩父郡小鹿野町飯田323	36	1	34	138	59	22	秩父郡小鹿野町教育委員会
秩父防災基地	秩父郡小鹿野町長留2936-1	35	58	41	139	2	46	埼玉県危機管理防災部災害対策課
秩父ミュージアムパーク	秩父郡小鹿野町長留1108	35	59	18	139	3	9	秩父ミュージアムパークスポーツの森
両神	秩父郡小鹿野町両神小森796	36	0	1	138	58	48	秩父郡小鹿野町総務課

○応急給水用資機材一覧

令和4年4月1日現在

種別	容量	数量	保管場所
給水タンク	1000リットル	1	秩父広域市町村圏組合水道局西秩父事務所
ポリ容器	20リットル	20	〃
ポリ容器	10リットル	100	〃

○救援物資集積所一覧

令和7年3月3日現在

施設名	所在地
小鹿野文化センターホール	小鹿野167-1
小鹿野総合センター1階	小鹿野123
両神振興会館	両神薄2906

○災害時優先電話設置状況一覧

令和4年4月1日現在

No.	電話番号	名称	住所
1	0494-75-1221	小鹿野町役場小鹿野庁舎	小鹿野89
2	0496-75-1223	小鹿野町役場小鹿野庁舎	小鹿野89
3	0497-75-1224	小鹿野町役場小鹿野庁舎	小鹿野89
4	0498-75-1225	小鹿野町役場小鹿野庁舎	小鹿野89
5	0494-75-0063	小鹿野文化センター	小鹿野167-1
6	0494-79-1311	両神ふるさと総合会館	両神薄2713-1
7	0494-75-4421	保健福祉センター	小鹿野300
8	0494-75-0352	衛生センター	伊豆沢10
9	0494-26-6630	おがのこども園	小鹿野2743

10	0494-26-6631	おがの保育所	小鹿野2744
No.	電話番号	名 称	住 所
11	0494-75-0550	子育て支援センター	飯田2732
12	0494-79-1377	両神学童保育室	両神薄2901-1
13	0494-75-2332	小鹿野中央病院	小鹿野300
14	0494-75-0049	小鹿野小学校	小鹿野2678
15	0494-75-0161	長若小学校	般若1192
16	0494-75-0142	三田川小学校	飯田2700
17	0494-79-0006	両神小学校	両神薄2662
18	0494-75-0009	小鹿野中学校	小鹿野146
19	0494-72-0011	学校給食センター	小鹿野1907-1
20	0494-75-0201	秩父荘	下小鹿野2551
21	0494-72-8081	両神高齢者生活福祉センター	両神薄2395
22	0494-79-1221	国民宿舎両神荘	両神小森707
23	0494-75-0043	秩父広域市町村圏組合水道局西秩父事務所	小鹿野681

〔消防・水防施設〕

○消防水利の現況

令和4年4月1日現在

消火栓	防 火 水 槽			プー ル	合 計
	40m ³ 未満	40m ³ 以上	小 計		
316	84	310	392	4	714

○危険物施設数

令和4年4月1日現在

貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	6
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	0
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	4
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	21
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	8
	屋 外 貯 蔵 所	1
	合 計	40

取 扱 所	給 油 取 扱 所	12
	一 般 取 扱 所	9
	合 計	21

○ガス販売所数

令和4年4月1日現在

高圧ガス販売所	8
液化石油ガス販売所	8

○雨量観測所

令和4年4月1日現在

管 内	観 測 所 名	河 川 名	所 在 地
荒川上流河川事務所	小鹿野	赤平川	秩父郡小鹿野町小鹿野2096-1
秩父県土整備事務所	小判沢小鹿野	—	秩父郡小鹿野町小鹿野2605
秩父県土整備事務所	藤倉小鹿野町	—	秩父郡小鹿野町藤倉1542-1
秩父県土整備事務所	河原沢小鹿野	—	秩父郡小鹿野町河原沢470-3
秩父県土整備事務所	塩沢小鹿野町	—	秩父郡小鹿野町両神薄塩沢5427付近

〔危険箇所等〕

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

平成30年4月13日現在

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
421	H20.4.11	三山大指1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
422	H20.4.11	三ヶ原1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
423	H20.4.11	石上1-1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
424	H20.4.11	石上1-2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
425	H20.4.11	石上3-1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
426	H20.4.11	石上3-2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
427	H20.4.11	軍平	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
428	H20.4.11	間日影	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
429	H20.4.11	納宮	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
430	H20.4.11	三ヶ原3	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
431	H20.4.11	桃木平	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
432	H20.4.11	三山大指2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
433	H20.4.11	法師落人	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
434	H20.4.11	日向沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢	○	○	土石流
435	H20.4.11	東沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢	○	○	土石流
436	H20.4.11	滝の沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢	○	○	土石流
437	H20.4.11	石上沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○		土石流
438	H20.4.11	稲荷沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
439	H20.4.11	納宮沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
440	H20.4.11	白岩沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
441	H20.4.11	河原沢日向1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
442	H20.4.11	日影	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
443	H20.4.11	大諸	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
444	H20.4.11	河原沢小金平	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
445	H20.4.11	尾ノ内1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
446	H20.4.11	魚尾道1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
447	H20.4.11	橋詰1-1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
448	H20.4.11	橋詰1-2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
449	H20.4.11	橋詰2-1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
450	H20.4.11	橋詰2-2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
451	H20.4.11	坂本1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
452	H20.4.11	坂本2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
453	H20.4.11	坂本3	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
454	H20.4.11	太田淵1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
455	H20.4.11	太田淵2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
456	H20.4.11	太田淵3	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
457	H20.4.11	魚尾道2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
458	H20.4.11	上日向	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
459	H20.4.11	河原沢日向2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
460	H20.4.11	林	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
461	H20.4.11	魚尾道4	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
462	H20. 4. 11	坂本 4	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
463	H20. 4. 11	魚尾道 3	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
464	H20. 4. 11	魚尾道沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	土石流
465	H20. 4. 11	魚尾道沢右 2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○		土石流
466	H20. 4. 11	魚尾道沢右 1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	土石流
467	H20. 4. 11	日の沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	土石流
468	H20. 4. 11	大諸沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	土石流
803	H21. 3. 27	三山赤谷- 1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
804	H21. 3. 27	三山赤谷- 2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
805	H21. 3. 27	三山赤谷- 3	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
806	H21. 3. 27	久月 2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
807	H21. 3. 27	半平 1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
808	H21. 3. 27	間明平	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
809	H21. 3. 27	一反地	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
810	H21. 3. 27	皆本	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
811	H21. 3. 27	黒竹	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
812	H21. 3. 27	楚里- 1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
813	H21. 3. 27	楚里- 2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
814	H21. 3. 27	半平 2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
815	H21. 3. 27	田ノ頭	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
816	H21. 3. 27	一反地沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○		土石流
817	H21. 3. 27	築間沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○		土石流
818	H21. 3. 27	久月沢- 1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
819	H21. 3. 27	久月沢- 2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
820	H21. 3. 27	田の頭沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
821	H21. 3. 27	赤谷沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
822	H21. 3. 27	反の沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○		土石流
823	H21. 3. 27	東沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
824	H21. 3. 27	森沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
825	H21. 3. 27	柿の木沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
974	H22. 3. 16	三山小金沢	秩父郡小鹿野町三山	○	○	急傾斜地の崩壊
975	H22. 3. 16	上飯田 1-1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
976	H22. 3. 16	上飯田 1-2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
977	H22. 3. 16	横道-1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
978	H22. 3. 16	横道-2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
979	H22. 3. 16	横道-3	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
980	H22. 3. 16	横道-4	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
981	H22. 3. 16	藤倉日向 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
982	H22. 3. 16	田端	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
983	H22. 3. 16	柏木-1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
984	H22. 3. 16	柏木-2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
985	H22. 3. 16	宮平-1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
986	H22. 3. 16	宮平-2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
987	H22. 3. 16	岩殿沢 4	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
988	H22. 3. 16	藤倉日向 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
989	H22. 3. 16	岩殿沢 2-1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
990	H22. 3. 16	岩殿沢 2-2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
991	H22. 3. 16	栗尾 1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
992	H22. 3. 16	犬木 1	秩父郡小鹿野町三山	○	○	急傾斜地の崩壊
993	H22. 3. 16	犬木 2	秩父郡小鹿野町三山	○	○	急傾斜地の崩壊
994	H22. 3. 16	藤倉殿谷戸	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
995	H22. 3. 16	上飯田 2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
996	H22. 3. 16	飯田	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	土石流
997	H22. 3. 16	蛭沢	秩父郡小鹿野町飯田	○		土石流
998	H22. 3. 16	倉沢	秩父郡小鹿野町飯田	○		土石流
999	H22. 3. 16	牛首沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
1000	H22. 3. 16	牛首沢 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
1001	H22. 3. 16	ウバ沢	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	土石流
1002	H22. 3. 16	桐久保沢	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	土石流
1003	H22. 3. 16	西沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
1277	H23. 3. 18	藤倉下原 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1278	H23. 3. 18	藤倉下原 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1279	H23. 3. 18	藤倉日影	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1280	H23. 3. 18	藤倉和田	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1281	H23. 3. 18	栃屋 - 1	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1282	H23. 3. 18	栃屋 - 2	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1283	H23. 3. 18	日向 1	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1284	H23. 3. 18	日向 2	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1285	H23. 3. 18	杭根ノ内	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1286	H23. 3. 18	日向 4	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1287	H23. 3. 18	花阪	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1288	H23. 3. 18	藤倉新井	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1289	H23. 3. 18	日向 3	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1290	H23. 3. 18	日向小菅	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1291	H23. 3. 18	藤倉桔梗指	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1292	H23. 3. 18	中丸	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1293	H23. 3. 18	和田沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
1294	H23. 3. 18	井戸沢	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	土石流
1295	H23. 3. 18	天神沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2081	H24. 12. 18	下平	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
2082	H24. 12. 18	日尾和田	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
2083	H24. 12. 18	八谷 1 - 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2084	H24. 12. 18	八谷 1 - 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2085	H24. 12. 18	八谷 1 - 3	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2086	H24. 12. 18	富田日向	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2087	H24. 12. 18	大石津 1 - 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2088	H24. 12. 18	大石津 1 - 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2089	H24. 12. 18	大石津 1 - 3	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2090	H24. 12. 18	宮沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2091	H24. 12. 18	藤倉中平	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2092	H24. 12. 18	遠嶽 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2093	H24. 12. 18	遠嶽 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2094	H24. 12. 18	遠嶽 3	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2095	H24. 12. 18	遠嶽 4	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
2096	H24. 12. 18	森戸東 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2097	H24. 12. 18	森戸東 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2098	H24. 12. 18	池原	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2099	H24. 12. 18	小室	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
2100	H24. 12. 18	強矢 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2101	H24. 12. 18	向	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2102	H24. 12. 18	強矢 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2103	H24. 12. 18	大石津 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2104	H24. 12. 18	長沢 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2105	H24. 12. 18	長沢 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2106	H24. 12. 18	八谷 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2107	H24. 12. 18	藤倉富田 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2108	H24. 12. 18	藤倉富田 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2109	H24. 12. 18	矢久	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2110	H24. 12. 18	森戸西	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2111	H24. 12. 18	中沢 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2112	H24. 12. 18	中沢 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2113	H24. 12. 18	強矢 3	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2114	H24. 12. 18	西沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○		土石流
2115	H24. 12. 18	堂の沢 1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2116	H24. 12. 18	堂の沢 2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2117	H24. 12. 18	東沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2118	H24. 12. 18	宮沢	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	土石流
2119	H24. 12. 18	大渡沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2120	H24. 12. 18	寺沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2121	H24. 12. 18	背の沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2122	H24. 12. 18	芦沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2123	H24. 12. 18	日影沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2124	H24. 12. 18	東中沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2125	H24. 12. 18	中沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2126	H24. 12. 18	西沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2127	H24. 12. 18	池原沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2128	H24. 12. 18	細入沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
3556	H27. 3. 24	塩沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3557	H27. 3. 24	寺の沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3558	H27. 3. 24	和田沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3559	H27. 3. 24	西沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3560	H27. 3. 24	和千葉沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3561	H27. 3. 24	午房沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○		土石流
3562	H27. 3. 24	浦島 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3563	H27. 3. 24	塩沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3564	H27. 3. 24	和千葉 1-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3565	H27. 3. 24	和千葉 1-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3566	H27. 3. 24	午房	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3567	H27. 3. 24	竹平 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3568	H27. 3. 24	常木	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3569	H27. 3. 24	浦島 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
3570	H27. 3. 24	浦島 3	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3571	H27. 3. 24	下和田 3	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3572	H27. 3. 24	下和田 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3573	H27. 3. 24	竹平 2-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3574	H27. 3. 24	竹平 2-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3575	H27. 3. 24	柏沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3576	H27. 3. 24	出原-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3577	H27. 3. 24	出原-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3578	H27. 3. 24	出原-3	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3579	H27. 3. 24	出原-4	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3580	H27. 3. 24	薄日向	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3581	H27. 3. 24	薄西平-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3582	H27. 3. 24	薄西平-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3583	H27. 3. 24	日向大谷-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3584	H27. 3. 24	日向大谷-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3585	H27. 3. 24	日向大谷-3	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3586	H27. 3. 24	加明地-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3587	H27. 3. 24	加明地-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3588	H27. 3. 24	小倉 2-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3589	H27. 3. 24	小倉 2-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3590	H27. 3. 24	小倉 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3591	H27. 3. 24	薄大神楽 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3592	H27. 3. 24	薄大神楽 3-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3593	H27. 3. 24	薄大神楽 3-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3594	H27. 3. 24	薄大神楽 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3595	H27. 3. 24	沼里 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3596	H27. 3. 24	沼里 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3597	H27. 3. 24	沼里 3	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3598	H27. 3. 24	日蔭	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3599	H27. 3. 24	隼人	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3600	H27. 3. 24	薄日向 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3601	H27. 3. 24	薄日向 3	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3602	H27. 3. 24	日向大谷	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3603	H27. 3. 24	出原沢 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3604	H27. 3. 24	出原沢 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3605	H27. 3. 24	加明地	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3606	H27. 3. 24	日向	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3607	H27. 3. 24	西平	秩父郡小鹿野町両神薄	○		土石流
3608	H27. 3. 24	隼人沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3609	H27. 3. 24	薄大神楽沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3610	H27. 3. 24	日向 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3611	H27. 3. 24	西平 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3612	H27. 3. 24	煤川上	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3613	H27. 3. 24	穴倉 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3614	H27. 3. 24	煤川下-1	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3615	H27. 3. 24	煤川下-2	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3616	H27. 3. 24	煤川下-3	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
3617	H27. 3. 24	穴倉 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3618	H27. 3. 24	中尾	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3619	H27. 3. 24	市場 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3620	H27. 3. 24	鳶岩-1	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3621	H27. 3. 24	鳶岩-2	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3622	H27. 3. 24	煤川 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3623	H27. 3. 24	煤川 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○		急傾斜地の崩壊
3624	H27. 3. 24	家の下沢	秩父郡小鹿野町両神小森	○		土石流
3625	H27. 3. 24	鳶岩	秩父郡小鹿野町両神小森	○		土石流
3626	H27. 3. 24	長又 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3627	H27. 3. 24	長又 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3628	H27. 3. 24	大平 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3629	H27. 3. 24	穴部 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3630	H27. 3. 24	穴部 2-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3631	H27. 3. 24	穴部 2-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○		急傾斜地の崩壊
3632	H27. 3. 24	上大塩野 1-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3633	H27. 3. 24	上大塩野 1-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3634	H27. 3. 24	上大塩野 2-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3635	H27. 3. 24	上大塩野 2-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3636	H27. 3. 24	下大塩 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3637	H27. 3. 24	坂戸 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3638	H27. 3. 24	下大塩 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3639	H27. 3. 24	下大塩 3	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3640	H27. 3. 24	穴部 3	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3641	H27. 3. 24	御霊 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3642	H27. 3. 24	御霊 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3643	H27. 3. 24	坂戸 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3644	H27. 3. 24	大平 3	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3645	H27. 3. 24	大平 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3646	H27. 3. 24	大平戸	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3647	H27. 3. 24	大平戸	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3648	H27. 3. 24	大平-1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3649	H27. 3. 24	大平-2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3650	H27. 3. 24	坂戸	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3651	H27. 3. 24	下大胡桃	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3652	H27. 3. 24	薄沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3653	H27. 3. 24	上大胡桃	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3654	H27. 3. 24	御霊	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3655	H27. 3. 24	腰	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3656	H27. 3. 24	白沢	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3657	H27. 3. 24	原沢 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3658	H27. 3. 24	原沢 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3659	H27. 3. 24	寺沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3660	H27. 3. 24	薬師堂	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3661	H27. 3. 24	押留沢	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3662	H27. 3. 24	かつみ沢	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3663	H27. 3. 24	柏沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
3664	H27. 3. 24	薬師堂 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3665	H27. 3. 24	桜本- 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3666	H27. 3. 24	桜本- 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3667	H27. 3. 24	白沢 2 - 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3668	H27. 3. 24	白沢 2 - 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3669	H27. 3. 24	中須川	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3670	H27. 3. 24	間庭 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3671	H27. 3. 24	間庭 4	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3672	H27. 3. 24	間庭 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3673	H27. 3. 24	間庭 3	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3674	H27. 3. 24	原沢 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3675	H27. 3. 24	原沢 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3676	H27. 3. 24	上野沢 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3677	H27. 3. 24	上野沢 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3678	H27. 3. 24	小森中平	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3679	H27. 3. 24	白沢 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3680	H27. 3. 24	小森大久保	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3681	H27. 3. 24	白沢 3	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3682	H27. 3. 24	野沢- 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3683	H27. 3. 24	野沢- 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3684	H27. 3. 24	野沢- 3	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3685	H27. 3. 24	鳥井- 1	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3686	H27. 3. 24	鳥井- 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3687	H27. 3. 24	薬師堂 2	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3688	H27. 3. 24	白沢 5	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3689	H27. 3. 24	薬師堂 4	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3690	H27. 3. 24	間庭 4- 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3691	H27. 3. 24	間庭 4- 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3692	H27. 3. 24	たのん沢	秩父郡小鹿野町両神小森	○		土石流
3693	H27. 3. 24	下向 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3694	H27. 3. 24	滝の沢	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3695	H27. 3. 24	堂上沢	秩父郡小鹿野町両神小森	○		土石流
3696	H27. 3. 24	下向 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3697	H27. 3. 24	大西	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3698	H27. 3. 24	遠東	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3699	H27. 3. 24	大堤	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3700	H27. 3. 24	大西	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3701	H27. 3. 24	下向	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3702	H27. 3. 24	押留	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3703	H27. 3. 24	見違	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3704	H27. 3. 24	上向	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3705	H27. 3. 24	上大谷 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3706	H27. 3. 24	上大谷 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3707	H27. 3. 24	川塩 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3708	H27. 3. 24	川塩	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3709	H27. 3. 24	大堤 3	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3710	H27. 3. 24	大堤 1	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
3711	H27. 3. 24	堀田	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3712	H27. 3. 24	大堤 2	秩父郡小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
4230	H28. 3. 29	櫻株沢	秩父郡小鹿野町般若	○	○	土石流
4231	H28. 3. 29	神の原沢 1	秩父郡小鹿野町長留	○	○	土石流
4232	H28. 3. 29	神の原沢 2	秩父郡小鹿野町長留	○	○	土石流
4233	H28. 3. 29	柿ノ久保 1	秩父郡小鹿野町般若	○		土石流
4234	H28. 3. 29	峠の沢	秩父郡小鹿野町般若	○	○	土石流
4235	H28. 3. 29	柿ノ久保 2	秩父郡小鹿野町般若	○	○	土石流
4236	H28. 3. 29	高田沢	秩父郡小鹿野町般若	○	○	土石流
4237	H28. 3. 29	腰沢	秩父郡小鹿野町般若	○		土石流
4238	H28. 3. 29	聖天 1	秩父郡小鹿野町般若	○	○	土石流
4239	H28. 3. 29	桧河原－ 1	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4240	H28. 3. 29	桧河原－ 2	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4241	H28. 3. 29	桧河原－ 3	秩父郡小鹿野町般若	○		急傾斜地の崩壊
4242	H28. 3. 29	神ノ原 1－ 1	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4243	H28. 3. 29	神ノ原 1－ 2	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4244	H28. 3. 29	神ノ原 1－ 3	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4245	H28. 3. 29	仲居向－ 1	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4246	H28. 3. 29	仲居向－ 2	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4247	H28. 3. 29	聖天 1－ 1	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4248	H28. 3. 29	聖天 1－ 2	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4249	H28. 3. 29	聖天 1－ 3	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4250	H28. 3. 29	神ノ原 2	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4251	H28. 3. 29	ヒカケ	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4252	H28. 3. 29	釜ノ沢	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4253	H28. 3. 29	山谷戸－ 1	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4254	H28. 3. 29	山谷戸－ 2	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4255	H28. 3. 29	山谷戸－ 3	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4256	H28. 3. 29	布沢 1－ 1	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4257	H28. 3. 29	布沢 1－ 2	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4258	H28. 3. 29	布沢 2	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4259	H28. 3. 29	柿ノ久保 5	秩父郡小鹿野町般若	○		急傾斜地の崩壊
4260	H28. 3. 29	柿ノ久保 1	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4261	H28. 3. 29	柿ノ久保 2	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4262	H28. 3. 29	柿ノ久保 3	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4263	H28. 3. 29	柿ノ久保 6	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4264	H28. 3. 29	柿ノ久保 7	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4265	H28. 3. 29	柿ノ久保 8	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4266	H28. 3. 29	柿ノ久保 4	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4267	H28. 3. 29	釜ノ沢 2	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4268	H28. 3. 29	桐久保沢	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4269	H28. 3. 29	乳子沢	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4270	H28. 3. 29	大久保沢	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4271	H28. 3. 29	伊豆沢	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4272	H28. 3. 29	洗馬草沢	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4273	H28. 3. 29	淵平 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4274	H28. 3. 29	馬場 1－ 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
4275	H28. 3. 29	馬場 1 - 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4276	H28. 3. 29	馬場 3	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4277	H28. 3. 29	伊豆沢西平 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4278	H28. 3. 29	伊豆沢西平 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4279	H28. 3. 29	沢浦 1 - 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4280	H28. 3. 29	沢浦 1 - 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4281	H28. 3. 29	中海戸	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4282	H28. 3. 29	馬場 5	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4283	H28. 3. 29	淵平	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4284	H28. 3. 29	淵平 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4285	H28. 3. 29	淵平 3 - 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4286	H28. 3. 29	淵平 3 - 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4287	H28. 3. 29	伊豆沢西平 5	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4288	H28. 3. 29	伊豆沢和田 3	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4289	H28. 3. 29	伊豆沢西平 3	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4290	H28. 3. 29	沢浦 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4291	H28. 3. 29	沢浦 3	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4292	H28. 3. 29	沢浦 4	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4293	H28. 3. 29	沢浦 5	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4294	H28. 3. 29	馬場 6	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4295	H28. 3. 29	淵平 6 - 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4296	H28. 3. 29	淵平 6 - 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4297	H28. 3. 29	淵平 7	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4298	H28. 3. 29	淵平 9	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4299	H28. 3. 29	伊豆沢和田 2 - 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4300	H28. 3. 29	伊豆沢和田 2 - 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4301	H28. 3. 29	沢浦 7	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4302	H28. 3. 29	ハシノ沢	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4303	H28. 3. 29	吉井 1 - 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○		急傾斜地の崩壊
4304	H28. 3. 29	吉井 1 - 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4305	H28. 3. 29	吉井 1 - 3	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4306	H28. 3. 29	吉井 1 - 4	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4307	H28. 3. 29	吉井 1 - 5	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4308	H28. 3. 29	吉井 1 - 6	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4309	H28. 3. 29	吉井 2 - 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4310	H28. 3. 29	吉井 2 - 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4311	H28. 3. 29	吉井 2 - 3	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4312	H28. 3. 29	風殿 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4313	H28. 3. 29	綾平 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4314	H28. 3. 29	馬場 4 - 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4315	H28. 3. 29	馬場 4 - 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4316	H28. 3. 29	馬場 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4317	H28. 3. 29	風殿 3 - 1	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4318	H28. 3. 29	風殿 3 - 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4319	H28. 3. 29	風殿 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4320	H28. 3. 29	風殿 6	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4321	H28. 3. 29	風殿 7	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
4322	H28. 3. 29	馬場 8	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4323	H28. 3. 29	綾平 2	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4324	H28. 3. 29	綾平 3	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4325	H28. 3. 29	吉井 3	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4326	H28. 3. 29	吉井 4	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4327	H28. 3. 29	風殿 5	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4328	H28. 3. 29	風殿 4	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4329	H28. 3. 29	風殿	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○		地滑り
4330	H28. 3. 29	吉井	秩父郡小鹿野町伊豆沢	○		土石流
4550	H28. 10. 11	長留中原－ 1	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4551	H28. 10. 11	長留中原－ 2	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4552	H28. 10. 11	茅株－ 1	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4553	H28. 10. 11	茅株－ 2	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4554	H28. 10. 11	下津谷木 1	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4555	H28. 10. 11	天王 1	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4556	H28. 10. 11	天王 2	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4557	H28. 10. 11	松井田	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4558	H28. 10. 11	諏訪沢	秩父郡小鹿野町小鹿野	○		土石流
4559	H28. 10. 11	東諏訪沢	秩父郡小鹿野町小鹿野	○		土石流
4560	H28. 10. 11	大小屋沢	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4561	H28. 10. 11	大久保西沢	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4562	H28. 10. 11	大久保沢	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4563	H28. 10. 11	大久保東沢	秩父郡小鹿野町小鹿野	○		土石流
4564	H28. 10. 11	高田沢	秩父郡小鹿野町小鹿野	○		土石流
4565	H28. 10. 11	子ノ神沢	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4566	H28. 10. 11	妻ヶ谷西沢	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4567	H28. 10. 11	妻ヶ谷沢	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4568	H28. 10. 11	妻ヶ谷東沢	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4569	H28. 10. 11	桐久保	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4570	H28. 10. 11	新井	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4571	H28. 10. 11	小鹿野 1	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4572	H28. 10. 11	小鹿野 2	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4573	H28. 10. 11	田小坂峠	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4574	H28. 10. 11	信濃石 2－ 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4575	H28. 10. 11	信濃石 2－ 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4576	H28. 10. 11	腰ノ根 1	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4577	H28. 10. 11	清水崖	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4578	H28. 10. 11	滝原	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4579	H28. 10. 11	松坂－ 1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4580	H28. 10. 11	松坂－ 2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4581	H28. 10. 11	松坂－ 3	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4582	H28. 10. 11	信濃石 5	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4583	H28. 10. 11	信濃石 6－ 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4584	H28. 10. 11	信濃石 6－ 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4585	H28. 10. 11	腰ノ根 2	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4586	H28. 10. 11	腰ノ根 3	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4587	H28. 10. 11	漆ヶ谷戸 2	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
4588	H28. 10. 11	漆ヶ谷戸 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4589	H28. 10. 11	漆ヶ谷戸 3	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4590	H28. 10. 11	小鹿野和田 1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4591	H28. 10. 11	小鹿野和田 2 - 1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4592	H28. 10. 11	小鹿野和田 2 - 2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4593	H28. 10. 11	栗尾	秩父郡小鹿野町飯田	○		地滑り
4594	H28. 10. 11	岩殿沢	秩父郡小鹿野町飯田	○		地滑り
4595	H28. 10. 11	豊円沢	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4596	H28. 10. 11	泉田 1 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4597	H28. 10. 11	泉田 1 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4598	H28. 10. 11	泉田 1 - 3	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4599	H28. 10. 11	奈倉 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4600	H28. 10. 11	信濃石 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4601	H28. 10. 11	泉田 4	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4602	H28. 10. 11	泉田 5 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4603	H28. 10. 11	泉田 5 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4604	H28. 10. 11	泉田 5 - 3	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4605	H28. 10. 11	泉田 3	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4606	H28. 10. 11	信濃石 3	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4607	H28. 10. 11	信濃石 4	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4608	H28. 10. 11	信濃石 7 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4609	H28. 10. 11	信濃石 7 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4610	H28. 10. 11	泉田 6 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4611	H28. 10. 11	泉田 6 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4612	H28. 10. 11	泉田 2 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4613	H28. 10. 11	泉田 2 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4614	H28. 10. 11	奈倉 9	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4615	H28. 10. 11	泉田 7	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4616	H28. 10. 11	泉田 9	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4617	H28. 10. 11	信濃石 9	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4618	H28. 10. 11	信濃石 8	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4619	H28. 10. 11	信濃石 10	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4620	H28. 10. 11	泉田 8	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4621	H28. 10. 11	奈倉 5	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4622	H28. 10. 11	奈倉 6	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4623	H28. 10. 11	奈倉 7 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4624	H28. 10. 11	奈倉 7 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4625	H28. 10. 11	奈倉 8	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4626	H28. 10. 11	奈倉 4	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4627	H28. 10. 11	奈倉 3	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4628	H28. 10. 11	松井田 2	秩父郡小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4629	H28. 10. 11	天王 3	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4630	H28. 10. 11	藤沢 2	秩父市下吉田・秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4631	H28. 10. 11	下津谷木	秩父郡小鹿野町般若	○	○	土石流
4632	H28. 10. 11	小判沢	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4633	H28. 10. 11	天司嶽	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
4634	H28. 10. 11	小判沢 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4635	H28. 10. 11	津谷木 1 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4636	H28. 10. 11	津谷木 1 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4637	H28. 10. 11	津谷木 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4638	H28. 10. 11	津谷木 6	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4639	H28. 10. 11	中小鹿谷	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4640	H28. 10. 11	小判沢 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4641	H28. 10. 11	小判沢 2 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4642	H28. 10. 11	小判沢 2 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4643	H28. 10. 11	小判沢 2 - 3	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4644	H28. 10. 11	小判沢 2 - 4	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4645	H28. 10. 11	小判沢 2 - 5	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4646	H28. 10. 11	下津谷木 4	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4647	H28. 10. 11	古洞 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4648	H28. 10. 11	天司嶽 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4649	H28. 10. 11	天司嶽 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4650	H28. 10. 11	天司嶽 - 3	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4651	H28. 10. 11	古洞 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4652	H28. 10. 11	津谷木 3	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4653	H28. 10. 11	小判沢 4 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4654	H28. 10. 11	小判沢 4 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4655	H28. 10. 11	小判沢 3 - 1	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4656	H28. 10. 11	小判沢 3 - 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4657	H28. 10. 11	小鹿野和田 3	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4658	H28. 10. 11	津谷木 7	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4659	H28. 10. 11	津谷木 8	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4660	H28. 10. 11	古洞 6	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4661	H28. 10. 11	古洞 7	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4662	H28. 10. 11	上飯田 7	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4663	H28. 10. 11	小判沢 1 2	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4664	H28. 10. 11	下津谷木 2	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4665	H28. 10. 11	下津谷木 3	秩父郡小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4666	H28. 10. 11	古洞 8	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4667	H28. 10. 11	小判沢 1 3	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4668	H28. 10. 11	小判沢 1 4	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4669	H28. 10. 11	さくね入沢	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	土石流
4670	H28. 10. 11	石上	秩父郡小鹿野町三山	○	○	土石流
4671	H28. 10. 11	笠原 - 1	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4672	H28. 10. 11	笠原 - 2	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4673	H28. 10. 11	諏訪	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4674	H28. 10. 11	入谷 - 1	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4675	H28. 10. 11	入谷 - 2	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4676	H28. 10. 11	石上 2	秩父郡小鹿野町三山	○	○	急傾斜地の崩壊
4677	H28. 10. 11	小鹿野 2	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4678	H28. 10. 11	獄ノ腰	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4679	H28. 10. 11	石上 4	秩父郡小鹿野町三山	○	○	急傾斜地の崩壊
4680	H28. 10. 11	三島	秩父郡小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
4681	H28. 10. 11	小鹿野沢	秩父郡小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4682	H28. 10. 11	日尾根古屋 1	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4683	H28. 10. 11	柳平	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4684	H28. 10. 11	上飯田 4	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4685	H28. 10. 11	上飯田 6	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4686	H28. 10. 11	富田	秩父郡小鹿野町藤倉	○		地滑り
4687	H28. 10. 11	長久保	秩父郡小鹿野町日尾	○		地滑り
4688	H28. 10. 11	殿谷戸	秩父郡小鹿野町藤倉	○		地滑り
4689	H28. 10. 11	小室	秩父郡小鹿野町日尾	○		地滑り
5212	H29. 4. 7	滝の沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
5213	H29. 4. 7	竹平	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	土石流
5214	H29. 4. 7	竹平 3	秩父郡小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
5215	H29. 4. 7	上飯田 8	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
5216	H29. 4. 7	塩沢	秩父郡小鹿野町両神薄	○		地滑り
5217	H29. 4. 7	浦島	秩父郡小鹿野町両神薄	○		地滑り

○砂防指定地一覧

平成24年 3月14日現在

赤平川	S. 25. 11. 2	建設省告示第1147号
河原沢川	S. 34. 5. 20	建設省告示第1101号
魚尾道沢	S. 9. 4. 23	建設省告示第233号
日影沢	S. 25. 11. 2	建設省告示第1147号
日向沢	S. 38. 12. 2	建設省告示第2948号
東沢	S. 37. 10. 15	建設省告示第2653号
滝の沢	S. 40. 11. 19	建設省告示第3291号
納宮沢	S. 42. 5. 31	建設省告示第1701号
軍平沢	S. 48. 12. 14	建設省告示第2513号
石上沢	H. 9. 12. 22	建設省告示第2192号
反の沢		
白岩沢	S. 51. 3. 5	建設省告示第247号
一反地沢	S. 47. 12. 27	建設省告示第2183号
築間川	S. 11. 4. 17	建設省告示第224号
東沢	S. 53. 4. 26	建設省告示第893号
久月沢	S. 50. 1. 21	建設省告示第45号
栗尾沢	T. 4. 12. 24	建設省告示第88号
小俣沢	S. 38. 11. 11	建設省告示第2803号
伊豆沢川	S. 38. 12. 2	建設省告示第2948号
小伊豆沢	S. 42. 5. 31	建設省告示第1701号
出入沢	S. 41. 6. 13	建設省告示第1855号
乳子沢	S. 40. 11. 19	建設省告示第3291号
滝の沢	S. 38. 11. 11	建設省告示第2803号
淵沢	S. 39. 9. 17	建設省告示第2691号

所の沢	S. 36. 8. 2	建設省告示第1580号
乙沢	S. 37. 10. 15	建設省告示第2653号
般若川	S. 37. 10. 15	建設省告示第2653号
	H. 15. 1. 29	国交省告示第71号
	H. 15. 1. 29	国交省告示第79号
柿久保沢	S. 31. 12. 11	建設省告示第1968号
曲田沢	S. 35. 7. 6	建設省告示第1353号
藤倉川	S. 6. 5. 29	建設省告示第138号
宮の入沢	S. 38. 12. 2	建設省告示第2948号
小金石沢	T. 6. 2. 23	建設省告示第16号
背の沢	S. 47. 9. 5	建設省告示第1544号
長合沢	T. 13. 9. 15	建設省告示第506号
長久保川	S. 14. 10. 21	建設省告示第505号
飯森沢	S. 27. 8. 6	建設省告示第1104号
薄川	S. 30. 1. 18	建設省告示第28号
藤指沢	S. 39. 9. 17	建設省告示第2691号
和田沢	S. 51. 3. 5	建設省告示第247号
塩沢川	S. 32. 8. 6	建設省告示第949号
小森川	S. 57. 5. 17	建設省告示第1163号
	H. 14. 3. 14	国交省告示第189号
堂上沢	S. 57. 5. 17	建設省告示第1163号
穴場沢	H. 2. 2. 19	建設省告示第352号
野沢川	S. 38. 12. 2	建設省告示第2948号
中平沢	S. 40. 11. 19	建設省告示第3291号

堂の入沢	S. 55. 3. 29 建設省告示第686号
田の入沢	S. 38. 10. 2 建設省告示第2555号
風殿沢	S. 36. 8. 2 建設省告示第1580号
西の沢	S. 35. 7. 16 建設省告示第1353号
白水沢	S. 45. 8. 10 建設省告示第1218号
下津谷木沢	S. 55. 3. 29 建設省告示第686号
長留川	S. 28. 12. 26 建設省告示第1536号
夕霧沢	S. 52. 1. 13 建設省告示第9号

寺沢	S. 54. 7. 9 建設省告示第1201号
大胡桃沢	S. 45. 8. 10 建設省告示第1218号
さくね	H. 5. 1. 20 建設省告示第103号
入沢	H. 24. 3. 14 国交省告示第189号
螢沢	H. 17. 3. 22 国交省告示第337号
牛房沢	H. 5. 12. 7 建設省告示第2281号
たのん沢	H. 7. 2. 22 建設省告示第272号

○地すべり防止区域一覧

〔地すべり防止区域一覧〕（国土交通省所管）

平成7年7月24日現在

防止区域名	面積 (ha)	人家 (戸)	指定年月日	防 止 施 設	
				名 称	施行年度
小室	7.69	28	S50.5.28	排水工	昭和51～58
塩沢	6.54	6	H7.7.24	排水工 法枠工	平成3～

〔地すべり防止区域一覧〕（農林水産省所管）

昭和37年10月11日現在

防止区域名	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物施設の種類	指定年月日	防 止 施 設		備 考
					名 称	内 容	
太駄	12.74	58	町道600m	S35.9.27	谷止工 排水工	水路 暗渠	概成
大塚	36.09	10	—	S37.10.11			未施工
森戸	5.73	4	農道200m	S35.9.27	谷止工 排水工	水路 暗渠	概成
合角	17.55	29	農道550m	S35.9.27	谷止工 排水工	水路 暗渠	概成
河原	12.29	6	—	S37.10.11	谷止工 排水工	水路 暗渠	概成

○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

平成18年3月3日現在

区 域 名	所 在 地	指定面積 (ha)	指定年月日
大西	秩父郡小鹿野町両神小森	2.94	S52.4.5
西平	秩父郡小鹿野町両神薄	0.65	S52.4.5
桧河原	秩父郡小鹿野町般若	0.77	S52.4.5
坂本	秩父郡小鹿野町河原沢	1.42	S52.4.5
大神楽	秩父郡小鹿野町両神薄	0.96	S53.9.8
出原	秩父郡小鹿野町両神薄	0.59	S58.12.16
池原	秩父郡小鹿野町藤倉	2.29	S62.1.6
石上	秩父郡小鹿野町三山	0.56	H18.3.3

○山腹崩壊危険地区一覽

令和4年3月31日現在

整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)
		大字	字	
487	長久保	藤倉	長久保	6
488	新井	藤倉	新井	5
489	池原	藤倉	池原	5
490	強矢	藤倉	強矢	7
491	八谷	藤倉	八谷	1
492	大石津 1	藤倉	大石津	3
493	大石津 2	藤倉	大石津	5
494	宮の入沢	藤倉	宮の入沢	3
495	長谷沢	藤倉	長谷沢	1
496	提沢	日尾	根古屋	6
497	志賀坂 2	河原沢	仁平沢	9
498	志賀坂 3	河原沢	仁平沢	7
499	志賀沢	河原沢	坂本	1
500	橋詰	河原沢	橋詰	5
501	姿沢	河原沢	日向	6
502	法師落人	三山	法師落人	4
503	一反地	三山	一反地	7
504	森の沢	三山	半平	6
505	桧沢	三山	久月	2
506	田ノ頭	三山	田ノ頭	5
507	赤谷	三山	赤谷	2
508	小金沢	飯田	小金沢	5
509	上飯田	飯田	上飯田	3
510	栗尾	飯田	栗尾	4
511	腰ノ根 2	小鹿野	腰ノ根	2
512	腰ノ根 1	小鹿野	腰ノ根	3
513	漆ヶ谷戸	小鹿野	漆ヶ谷戸	3
514	淵平	伊豆沢	淵平	9
515	伊豆沢	伊豆沢	沢浦	7
516	綾平	伊豆沢	綾平	5
517	吉井	伊豆沢	吉井	3
518	小判沢	下小鹿野	日天山	1
519	西の沢	下小鹿野	下津谷木	5
520	釜沢 1	般若	釜沢	1
521	布沢	般若	布沢	4
522	釜沢 2	般若	釜沢	4
523	神原	長留	留川	4
524	苗木	飯田	苗木	1
525	津谷木	下小鹿野	上小鹿谷	1

整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)
		大字	字	
526	信濃石	下小鹿野	豊円	1
527	日向大谷	両神薄	日向大谷	8
528	隼人	両神薄	隼人	4
529	小倉 1	両神薄	小倉	4
530	小倉 2	両神薄	小倉	7
531	出原	両神薄	出原	1
532	寺沢	両神薄	出原	4
533	楓の久保	両神薄	大神楽	8
534	藤指入口	両神薄	日向	6
535	ヒサウチ窪	両神薄	日陰	2
536	日陰	両神薄	日陰	2
537	日向沢	両神薄	日向	3
538	沼里	両神薄	沼里	3
539	寺沢	両神薄	加明地	5
540	浦島沢	両神薄	浦島	1
541	塩沢 1	両神薄	塩沢	2
542	塩沢 2	両神薄	塩沢	1
543	塩沢 3	両神薄	塩沢	1
544	柏沢	両神薄	柏沢	2
545	大平	両神薄	大平	7
546	須川沢 1	両神薄	須川	1
547	須川沢 2	両神薄	須川	1
548	原沢	両神小森	原沢	8
549	堂上	両神小森	堂上	7
550	大谷	両神小森	大谷	1
551	花の沢	両神小森	高指	2
552	笹平	両神小森	笹平	2
553	川塩 1	両神小森	川塩	2
554	川塩 2	両神小森	川塩	9
555	蔦岩	両神小森	蔦岩	11
556	半瀬沢	両神小森	半瀬沢	5
557	譲沢	両神小森	譲沢	5
558	穴倉	両神小森	穴倉	9
559	下小屋沢	両神小森	白井差	9
560	白井差	両神薄	白井差	8
561	大久保	両神小森	大久保	7
562	大平戸	両神薄	下大平戸 外 1	2
563	大神楽	両神薄	大神楽	4
564	媒川下	両神小森	家ノ下	2

○崩壊土砂流出危険地区一覽

令和4年3月31日現在

整理番号	箇所名	位置		面積(ha)
		大字	字	
468	父不見山	藤倉	腰越	3.3
469	よう沢	日尾	猿木沢	1.7
470	花の木沢	日尾	井戸沢	1.8
471	東沢	藤倉	東沢	0.7
472	西沢	藤倉	八谷	0.1
473	細久保沢	藤倉	富田	0.1
474	寺沢	藤倉	宮沢	1.5
475	西沢	藤倉	森戸	2.0
476	白岩沢	藤倉	矢久	1.0
477	長沢	藤倉	中平	0.6
478	宮の入沢	藤倉	中平	0.3
479	芦沢	藤倉	八谷	0.9
480	瀬沢	藤倉	強矢	1.0
481	長合沢	藤倉	岩下	14.0
482	西沢	日尾	滝上	0.9
483	牛首沢	藤倉	殿谷戸	0.4
484	堤の沢	日尾	根古屋	0.9
485	盛貝沢	日尾	合角	1.1
486	三川谷	河原沢	志賀坂	5.3
487	大川淵	河原沢	橋詰	0.7
488	上小諸	河原沢	小諸尾根	0.6
489	小諸尾根	河原沢	小諸尾根	0.2
490	西沢	河原沢	小金平	1.9
491	大諸沢	河原沢	大諸	0.9
492	日影沢	河原沢	日影	11.1
493	東上倉沢	河原沢	日向	4.2
494	奇妙沢	河原沢	木明	4.7
495	日向	河原沢	東沢	0.1
496	境沢	河原沢	滝ノ沢	1.5
497	納宮沢	三山	納宮沢	1.4
498	軍平沢	三山	軍平沢	2.2
499	石神沢	三山	石神沢	1.2
500	白石沢	三山	白石沢	1.9
501	大指	三山	反ノ沢	0.5
502	楚里沢	三山	反ノ沢	0.7
503	一反地沢	三山	一反地沢	0.6
504	滝ノ沢	三山	滝ノ沢	0.8
505	東沢	三山	東沢	1.1
506	栃沢	三山	柿木沢	1.5
507	梶田	飯田	梶田	0.5
508	岩殿沢	飯田	岩殿沢	0.6
509	外山	飯田	大竜寺	0.7
510	岩殿沢3	飯田	石神沢	0.6
511	上の山	飯田	上の山	0.1

整理番号	箇所名	位置		面積(ha)
		大字	字	
512	田ノ入沢	伊豆沢	風殿山	1.4
513	合末沢	伊豆沢	合末沢	2.4
514	滝ノ入	伊豆沢	滝ノ沢	2.4
515	田久保沢	伊豆沢	田久保	1.4
516	豆赤沢	伊豆沢	豆赤沢	0.9
517	こぜか沢	伊豆沢	御代ヶ沢	0.9
518	木附場	伊豆沢	沢浦	5.4
519	乳子沢	伊豆沢	乳子沢	1.7
520	山の神沢	伊豆沢	山神沢	1.3
521	小判沢	下小鹿野	北千鹿谷	1.6
522	西の沢	下小鹿野	寿鹿谷	1.2
523	高田	般若	高田	0.5
524	梅の沢	般若	梅沢	0.6
525	山神沢	般若	高畑	0.4
526	峠沢	般若	峠沢	0.3
527	北の入沢	般若	日影谷久保	1.7
528	高指沢	般若	大日影	2.8
529	諏訪沢	般若	諏訪久保	0.6
530	菅の沢	般若	菅の沢	1.1
531	碓の沢	般若	碓の沢	0.8
532	旗入沢	長留	旗居入	0.1
533	長留	長留	瀬沢	0.3
534	中井の沢	長留	皆谷向	1.1
535	諏訪の入	長留	小倉	0.9
536	神原	長留	ウルシ久保	0.4
537	腰越	藤倉	腰越	0.4
538	沢ノ入	日尾	沢ノ入	1.9
539	胡桃指沢	藤倉	田端	1.5
540	聖天	般若	聖天	0.2
541	皆本沢	三山	皆本入	4.3
542	茅ノ坂	河原沢	茅ノ坂	0.1
543	茅ノ坂	河原沢	茅ノ坂	0.7
544	道無久保	両神薄	日影	0.1
545	日入沢	両神薄	日影	1.6
546	くしわき沢	両神薄	今神	0.8
547	前沢	両神薄	今神	0.7
548	浦島1	両神薄	浦島	0.2
549	浦島2	両神薄	浦島	0.3
550	浦島沢	両神薄	浦島	1.1
551	浦島3	両神薄	浦島	0.1
552	梅の沢	両神薄	竹ノ平	0.3
553	滝の沢	両神薄	竹ノ平	0.4
554	ここの沢	両神薄	下和田	0.4
555	西沢	両神薄	常木	0.4

整理 番号	箇所名	位置		面積 (ha)
		大字	字	
556	寺の沢	両神薄	常木	0.2
557	ひめ塩沢	両神薄	塩沢	0.9
558	いぬ木沢	両神薄	和千葉	0.4
559	そりの沢	両神薄	牛房	0.4
560	柏沢	両神薄	柏沢	2.0
561	不動沢	両神薄	滝沢	0.1
562	東沢	両神薄	穴部	0.5
563	御霊沢	両神薄	坂戸	0.5
564	寺沢	両神小森	寺沢	2.5
565	かつみ沢	両神小森	桜本	0.6
566	押留沢	両神小森	押留	0.9
567	ふんろく沢	両神小森	山居	0.6
568	井戸沢	両神小森	堂上	1.6
569	棚沢	両神小森	高指	0.5
570	高井原沢	両神小森	高井原沢	2.3
571	滝の沢	両神小森	滝の沢	3.4
572	十万本沢	両神小森	鳶岩	0.1
573	井戸沢	両神小森	井戸沢	2.1
574	森戸沢	両神小森	森戸沢	2.6
575	西沢	両神小森	井戸沢	1.5
576	丸岩沢	両神小森	中尾沢	2.5

整理 番号	箇所名	位置		面積 (ha)
		大字	字	
577	夜倉沢	両神小森	不動沢	2.0
578	白井差沢	両神小森	白井差沢	8.8
579	鳩の沢	両神小森	鳩の沢	2.3
580	穴場沢	両神小森	穴場沢	4.9
581	寺沢	両神小森	寺沢	1.1
582	稻荷沢	両神小森	下向	0.2
583	大堤	両神小森	大堤沢	1.7
584	中平沢	両神小森	中平	1.0
585	山田	両神小森	山田	0.5
586	原沢	両神小森	原沢	0.3
587	六葉	両神小森	六葉	0.9
588	出原	両神薄	出原	0.3
589	高見倉沢	両神小森	柴小屋	3.8
590	日向大谷	両神薄	大入	0.3
591	滝前	両神小森	穴倉	0.1
592	西腰	両神薄	西腰	0.1
593	東腰	両神薄	東腰	0.1
594	加明地	両神薄	加明地	0.1
595	藤指	両神薄	藤指	3.5
596	上大胡桃	両神薄	大胡桃山	0.1
597	下大胡桃	両神薄	内山	0.2

○地すべり危険地区一覧

〔地すべり危険地区一覧〕（農林水産省所管）

令和4年3月31日現在

整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)
		大字	字	
1	森戸	藤倉	矢久	5.7
2	大駄1	藤倉	大駄	9.0
3	大駄2	藤倉	大駄	12.7
4	大塚	藤倉	森戸	36.1
5	中平	藤倉	中平	4.3
6	長沢	藤倉	長沢	4.2
7	長久保	藤倉	新井	11.7
8	吉田川	藤倉	池原日陰	3.4
9	藤倉	藤倉	田端	4.7
10	森谷戸	日尾	森谷戸	17.6
11	栗尾沢	日尾	嶽ノ腰	10.0
12	河原	河原沢	滝ノ沢	12.0
13	大指	三山	大指	8.8
14	北の入沢	伊豆沢	淵平	25.0
15	小判沢	伊豆沢	小判沢	4.2
16	大谷	両神薄	大谷	2.9
17	藤指	両神薄	藤指	3.2
18	浦島沢	両神薄	浦島沢	4.5
19	大久保	両神薄	大久保	8.6
20	唐沢	両神小森	煤川	8.4
21	煤川	両神小森	煤川	10.9

○河川指定区間一覧

令和2年4月30日現在

河川名	区間 上流端	河川延長 (m)			
		下流端	左岸	右岸	合計
赤平川	左岸 秩父郡小鹿野町大字河原沢字坂本836番地先	荒川への 合流点	30,750	30,750	61,500
	右岸 同町同大字字入足3,148番地先				
吉田川	左岸 秩父郡小鹿野町大字藤倉字東山1,112番地先	赤平川への 合流点	16,800	16,800	33,600
	右岸 同町同大字字岩下726番地先				
薄川	左岸 秩父郡両神村大字薄字小倉9,923番地先	赤平川への 合流点	12,000	12,000	24,000
	右岸 同村同大字字大入10,069番の1地先				
小森川	左岸 秩父郡両神村大字小森字長畑4,493番の2地先	薄川への 合流点	12,150	12,150	24,300
	右岸 同村同大字字丸岩沢4,728番の1地先				

〔応援協定等〕

○災害時における協力支援に関する協定

(協定の主旨)

第1条 この協定は、災害時（町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件、事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合）において、秩父郡小鹿野町（以下「甲」という。）に災害対策本部が設置され、甲が行う災害対策について、ちちぶ農業協同組合（以下「乙」という。）が行う協力支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者が緊急避難的に乙の建物及び施設を利用すること。
- (2) 乙の車両及び機械（原則として運転者同行）を甲が使用すること。
- (3) 農作物及び生鮮食料品を甲に供給すること。
- (4) その他日常生活用品等供給することが可能なものを甲に提供すること。

(協力の要請)

第3条 甲は、前条の協力内容を乙に要請するときは、要請の理由、要請の内容、供給を受ける日時、場所その他必要な事項を明記した書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

(協力支援体制)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに支援体制を整える等万全を期すものとする。

(指揮命令)

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

(供給協力及び費用弁償)

第6条 乙は、第2条第3号及び第4号の供給の協力を行うときは、甲の指定する場所に搬入等を行うものとする。

2 甲は、前項による供給を受けたときは、被災日前日の価格を基に、その実費を乙に弁償するものとする。ただし、乙が無償と決定した場合は、無償とし、乙は、速やかにその旨を甲に通告するものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成18年12月14日

秩父郡小鹿野町

甲 秩父郡小鹿野町長 関口和夫

ちちぶ農業協同組合

乙 代表理事組合長 中嶋政晴

○秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故の予防鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、秩父広域市町村圏組合構成市町消防団相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び秩父郡小鹿野町とする。

(対象となる危機)

第3条 この協定における危機とは、次の各号のいずれかに該当する災害事案等で、大規模又は特殊及び突発的で、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 災害（地震・台風などの風水害、雪害及び地滑りや山崩れなどの土砂災害）
- (2) 事故（列車転覆や航空機墜落の大規模事故、大規模な火災・爆発事故及び危険物・ガス・毒劇物の流出や漏洩事故）
- (3) テロ行為
- (4) 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態
- (5) その他の災害事案等で、応援活動を必要とするもの。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市（町）に接する地域及び当該地域周辺部で危機が発生した場合に、発生地の市（町）長の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市（町）の区域内に危機が発生した場合に、発生地の市（町）長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 特別応援の要請は、危機発生市（町）長から電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市（町）長に対し行うものとする。

- (1) 危機の種別
- (2) 危機発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員・車両及び資機材の種別数量
- (4) 集結場所及び活動内容
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちにその旨を被応援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた市（町）長は、当該市（町）区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援市（町）長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻・出動人員・車両及び資機材の種別数量を被応援市（町）長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく被応援市（町）長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 被応援市(町)の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防長(消防署長)又は被応援市(町)の消防団長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

(経費の負担)

第9条 応援隊活動に要する経費は、次の各号に掲げる区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援活動に要する経費のうち、人件費・消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度、関係市(町)の消防団長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定の締結を証するため、秩父広域市町村圏組合管理者及び協定市(町)長は協定書6通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成19年3月1日から効力を生ずる。

秩父広域市町村圏組合

管 理 者 栗 原 稔

秩 父 市 長 栗 原 稔

横 瀬 町 長 加 藤 嘉 郎

皆 野 町 長 石 木 戸 道 也

長 瀨 町 長 大 澤 芳 夫

秩 父 郡 小 鹿 野 町 長 関 口 和 夫

○災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

○災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請をした市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

（疑義が生じた場合）

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
名称 埼玉県清掃行政研究協議会
代表者 会長 相川 宗一

所在地 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
名称 秩父郡小鹿野町
代表者 秩父郡小鹿野町長 関口 和夫

○災害時における避難施設の使用に関する覚書

埼玉県立小鹿野高等学校（以下「甲」という。）と秩父郡小鹿野町（以下「乙」という。）は、災害等における避難施設（以下「施設」という。）の使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この覚書において、「施設」とは、埼玉県立小鹿野高等学校内に設置されている「体育館」等をいう。

（鍵の貸与）

第2条 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙1の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を慎重に保管するものとする。

2 乙は、前項により貸与を受けた鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。

なお、保管責任者に変更があった場合はそのつど文書で報告するものとする。

（情報の交換）

第3条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況等、必要に応じて情報の交換を行う。

（防災訓練への参加）

第4条 甲は、乙が行う各地域の防災訓練等に参加することができる。

（経費負担）

第5条 施設の維持管理、関連消耗品の補充等にかかる経費は甲が負担する。ただし、乙が使用した場合における消耗品の補充等や乙の過失により破損した施設の修繕等にかかる経費は乙が負担する。

（連絡責任者）

第6条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては埼玉県立小鹿野高等学校長、乙においては、秩父郡小鹿野町長とする。

（期間）

第7条 この覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

2 乙から解除の申し出があった場合は、協議のうえ速やかに乙所有の物品等の撤去を行うものとする。

なお、撤去にかかる費用は乙が負担する。

（協議）

第8条 前各号に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、そのつど甲乙協議のうえ決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの1通を所持する。

平成20年12月1日

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野962番地1

甲 埼玉県立小鹿野高等学校

校長 大澤 文夫

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

乙 秩父郡小鹿野町長 関口 和夫

別紙1

建物名	場所	鍵メーカー	キーナンバー	備考
小鹿野高等学校体育館	生徒通用門左	ALPHA	30E073	南京錠

○災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、秩父郡小鹿野町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応援対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を提出するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。

ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡し）

第5条 乙は、甲の要請により電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成20年12月1日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名捺印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成20年12月1日

甲 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
秩父郡小鹿野町

秩父郡小鹿野町長 関口和夫

乙 埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地

埼玉県電気工事工業組合

理事長 小澤浩二

埼玉県電気工事工業組合 様

埼玉県秩父郡小鹿野町長

印

支 援 要 請 書

平成20年12月1日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

- ・施設名：_____
- ・場所（住所）：_____
- ・責任者名：職名 _____ 氏名 _____
- ・電話番号：_____
- ・携帯番号：_____

3 支援協力を希望する期間

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

埼玉県秩父郡小鹿野町長

様

埼玉県電気工事工業組合

印

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要 請 年 月 日		
復 旧 施 設 名		
場 所（住 所）		
業 務 完 了 年 月 日		
施 設 担 当 者 責 任 者 名		
作 業 内 容		
作 業 実 施 業 者 名	会 社 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 菊川滋（以下「甲」という。）と、秩父郡小鹿野町長 福島弘文（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父郡小鹿野町の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 秩父郡小鹿野町内で重大な被害が発生し、又は発生する恐れがある場合
- 二 秩父郡小鹿野町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

ただし、相互の連絡窓口を明確にし、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所有する。

平成22年12月13日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 菊川 滋

乙) 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
秩父郡小鹿野町長 福島 弘文

○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

秩父郡小鹿野町（以下「甲」という。）と埼玉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の町内において災害等が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

（1）災害時にかかる住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。

（2）甲が発行したり災証明について、町民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前項の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の一箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定締結の証するため、本書2通作成し、甲、乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年3月16日

甲 秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
秩父郡小鹿野町
秩父郡小鹿野町長 福島弘文

乙 さいたま市浦和区高砂4丁目14番地1号
埼玉県土地家屋調査士会
会長 宮田精一

年 月 日
（ 時 分 ）

被害認定調査要請書

土地家屋調査士会会長 様

秩父郡小鹿野町長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	秩父郡小鹿野町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____名

3 集合場所

【要請担当者】

担当課

氏名

電話

携帯

F A X

年 月 日
（ 時 分 ）

被害認定調査承諾書

秩父郡小鹿野町長 様

土地家屋調査士会会長

平成 年 月 日 時 分に要請がありました件については、災害時における家屋被害認定調査に関する協定第4条の規定により、次のとおり承諾します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	秩父郡小鹿野町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩被害 その他（ ）	

その他の要請事項

2 要請人員 _____ 名

3 集合場所

【派遣担当者】

担当課

氏名

電話

携帯

F A X

○災害時における物資の輸送に関する協定書

秩父郡小鹿野町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会秩父支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (3) 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数
- (4) 輸送年月日（期間）
- (5) その他必要とする事

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する輸送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲から緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車輸送事業法（平成元年法律第83号）第10条規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した輸送作業時間に単価を乗じた額が負担するものとする。

3 甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。

- ア 燃料の高騰が著しいときのサーチャージ料
- イ 宿泊の費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要になった場合の費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議してさだめるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年6月11日

甲 秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

秩父郡小鹿野町

秩父郡小鹿野町長 福島弘文

乙 秩父市宮側町6丁目11番地

社団法人埼玉県トラック協会秩父支部

支部長 金子展明

災害時における緊急輸送業務協力要請書

埼玉県トラック協会
秩父支部長 様

秩父郡小鹿野町長

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請理由

2 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務年月日 (実施日)	輸送物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

3 その他

災害時における緊急輸送業務実施報告書

秩父郡小鹿野町長 様

埼玉県トラック協会
秩父支部長

秩父郡小鹿野町長

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務年月日 (実施日)	輸送物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

2 その他

○緊急事態発生時等における施設の一時使用に関する協定書

埼玉県小鹿野警察署（以下「甲」という。）と小鹿野町（以下「乙」という。）は、震災等の緊急事態が発生し又は発生するおそれがある場合（以下、「緊急事態発生時等」という。）の施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、第2条に掲げる緊急事態発生時等において、甲による応急対策業務の拠点として、乙が管理する施設の一時使用を求める際の必要事項を定めることを目的とする。

（対象となる緊急事態等）

第2条 甲は、次の緊急事態発生時等に施設を一時使用する必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害
- (2) 航空機事故、多重事故等多数の警察職員の運用が見込まれる事案

（協力事項）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 小鹿野町両神振興会館
- (2) 前号のほか小鹿野町長が特に認めた施設

2 甲は前項に定める施設において、乙の当該施設の用途又は目的を妨げない限度において、次の協力を求めることができるものとする。

- (1) 緊急事態発生時等により甲施設のほかに活動拠点が必要となった場合に前記第3条第1項(1)(2)に規定する施設の一部を使用すること。
- (2) 災害により甲施設の継続使用が不可能となった場合の活動拠点として使用すること。

（使用の手続き）

第4条 緊急事態発生時等に、甲は、乙に対して第3条第1項に規定する施設の一時使用を要請することができる。

なお、要請を行うときは、事前に乙に対し緊急事態発生時等における施設一時使用要請書（様式第1号）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭等により要請することができるものとし、事後速やかに前記要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請があった場合、対応が可能な範囲で要請に応じるものとする。

（使用期間）

第5条 この協定に定める施設の一時使用期間は、最長1か月とする。

ただし、甲の応急対策業務の推進状況により、甲は乙に対し使用期間の延長を要請することができるものとする。

（使用料等）

第6条 この協定に基づく施設の使用料については免除するものとする。

ただし、電気、水道、ガスの使用に伴う費用は甲が負担し、支払方法については、甲、乙が協議の上、決定する。

2 甲が活動拠点及び宿泊施設等として使用することにより、施設の損壊等が生じた場合は、原則として

甲が現状回復を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に係る甲の連絡責任者は警備課長とし、乙の連絡責任者は総務課長とする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者で協議の上、決定するものとする。

(適用と更新)

第9条 この協定の適用の期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年5月24日

甲 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野2816番地1
埼玉県小鹿野警察署
署長 佐藤 忍

乙 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
小鹿野町
町長 森 真太郎

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

小 鹿 野 町 長 殿

小 鹿 野 警 察 署 長

緊急事態発生時等における施設一時使用要請書

「緊急事態発生時等における施設の一時使用に関する協定書」第4条の規定により、
次のとおり要請します。

要 請 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
要 請 理 由	
要 請 内 容	
特 記 事 項	

小鹿野警察署 連絡担当者	小鹿野警察署警備課 氏 名 電話番号 0494(75)0110(内線461)
-----------------	---

小鹿野町 連絡担当者	小鹿野町役場 課 氏 名 電話番号
---------------	----------------------

○埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(平成26年3月31日締結)

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び被害を受けた市町村に対し、甲及び乙が相互扶助の観点から、埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給、埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）の支給及び埼玉県・市町村人的相互応援（以下「人的相互応援」という。）のための制度を定めることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、自然災害とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に定める自然災害をいう。

2 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

(支援金の制度)

第3条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯に対して、その生活の再建を支援するため、支援金の支援をする。

2 支援金の支給対象世帯、支給額、申請期間その他支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給付金の制度)

第4条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊した埼玉県内の世帯について、特別な理由があるため甲及び乙等が提供する公営住宅等（国家公務員住宅等の公的住宅を含む。）に入居せず民間賃貸住宅に入居した場合、当該世帯に対してその生活の再建を支援するため、給付金の支援をする。

2 給付金の額、申請期間その他給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(人的相互応援の制度)

第5条 甲及び乙は、災害により被災した市町村のみでは、十分かつ迅速な応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、速やかな復興に資するため、被災した市町村からの求めに応じ職員を派遣する。

2 職員の派遣方法、派遣期間その他の人的相互応援に関し必要な事項は、別に定める。

(疑義等の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

○災害時の医療救護活動に関する協定書

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父郡市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀬町地域防災計画及び秩父郡小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- (3) その他必要な措置

（薬剤師の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 薬剤師が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、災害の状況に応じ、薬剤師が携行するもの及び乙の備蓄するものを使用することとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（調剤費）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣及び輸送に要した経費
- (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 乙が備蓄している医薬品等を使用した場合の実費
- (4) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号
甲 秩父市
秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545
横瀬町
横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1
皆野町
皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀨町大字本野上1035-1
長瀨町
長瀨町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89
秩父郡小鹿野町
秩父郡小鹿野町長 福島 弘文

秩父市寺尾1447-1
乙 秩父郡市薬剤師会
会長 四方田 真一

○災害時の医療救護活動に関する協定書

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父郡市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおりに協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀬町地域防災計画及び秩父郡小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（災害医療支援隊の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、災害医療支援隊の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（災害医療支援隊の業務）

第3条 災害医療支援隊の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急措置
- (2) 歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (4) 歯科医療記録等による身元確認の協力
- (5) 高齢者、障害者等への口腔ケアの実施
- (6) その他必要な措置

（災害医療支援隊の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害医療支援隊の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 災害医療支援隊が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、必要に応じ当該災害医療支援隊が携行するものを使用することとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

- (1) 災害医療支援隊の派遣及び輸送に要した経費
- (2) 災害医療支援隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 災害医療支援隊の歯科医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細則）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号
甲 秩父市
秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545
横瀬町
横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1
皆野町
皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀨町大字本野上1035-1
長瀨町
長瀨町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89
秩父郡小鹿野町
秩父郡小鹿野町長 福島 弘文

秩父市皆野町皆野173-3
乙 秩父郡市歯科医師会
会長 吉田 久

○災害時の医療救護活動に関する協定書

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と一般社団法人秩父郡市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀨町地域防災計画及び秩父郡小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（災害医療支援隊の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、災害医療支援隊の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（災害医療支援隊の業務）

第3条 災害医療支援隊の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の判定
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 後方医療施設への搬送の要否及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体検案
- (5) その他必要な処置

（災害医療支援隊の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害医療支援隊の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 災害医療支援隊が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、必要に応じ当該災害医療支援隊が携行するものを使用することとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

- (1) 災害医療支援隊の派遣及び輸送に要した経費
- (2) 災害医療支援隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 災害医療支援隊の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定6通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号
甲 秩父市
秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545
横瀬町
横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1
皆野町
皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀨町大字本野上1035-1
長瀨町
長瀨町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89
秩父郡小鹿野町
秩父郡小鹿野町長 福島 弘文

秩父市熊木町2番19号
乙 一般社団法人 秩父郡市医師会
会長 新井 政幸

○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

秩父郡小鹿野町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

（相談料）

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 4月22日

(甲) 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

秩父郡小鹿野町

秩父郡小鹿野町長 福島 弘文

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号

埼玉司法書士会

会長 山 寄 秀 美

○災害時におけるL P ガス応急対応に関する協定書

秩父郡小鹿野町（以下「甲」という。）と埼玉県L P ガス協会秩父支部小鹿野ブロック（以下「乙」という。）とは、秩父郡小鹿野町内において地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に相互が協力して、被災した町民等に対して行うL P ガス応急対応に関して下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における避難場所等施設（以下「施設等」という。）の仮設供給及び安全確保を迅速に行うことを目的とする。

（協力事項）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が秩父郡小鹿野町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行うことにより発動する。

（協力要請）

第3条 災害時において甲がL P ガス応急対応を必要とするときは、甲は、乙に対し、施設等に関するL P ガス仮設供給および安全確保について、協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文章をもって行うものとする。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文章を提出するものとする。

（応急対応）

第4条 乙は前項の規定により甲から要請を受けたときは、優先して応急対応を積極的に行うものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、施設等の既設L P ガス容器を点検し、甲の指定した場所に既設L P ガス容器を移動するとともに、仮設供給を行うものとする。

（優先出荷）

第5条 既設L P ガス容器等が不足した場合、乙は優先してL P ガス容器等（以下「物資」という。）を提供するとともに、応急対応にあたるものとする。また、乙は、必要に応じて、甲に対し協力を求めることができる。

（引き渡し）

第6条 出荷した物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は物資を確認するものとする。

（安全確保）

第7条 乙は、第4条第2項の規定により、仮設供給を実施した後、施設等におけるガス漏れ検査等の安全確認を行うものとする。

2 乙は、前項の安全確認を行った結果を速やかに甲に報告するとともに、ガス漏れ等の不具合が生じている場合は、適切な処置を行うものとする。

（費用負担）

第8条 第4条から第7条までの規定による協力の実施より、乙が要した費用は、甲が負担し、対価については、災害発生直前の市場価格を基準に算定し、甲乙協議の上決定する。

（費用の請求）

第9条 前条の規定する費用について、乙は甲に対し請求し、甲は請求内容を確認後、速やかに乙に対して支払うものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙のいずれから、協定の解消について書面による申し出のない限り、同一内容をもって継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年5月25日

甲 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
秩父郡小鹿野町

秩父郡小鹿野町長 福島 弘文

乙 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野
一般社団法人 埼玉県LPガス協会
秩父支部小鹿野ブロック

ブロック長 引間 勝己

○秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書

秩父郡小鹿野町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社 秩父郵便局及び秩父郡小鹿野町内郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり、地域における協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて町民サービスの向上に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 協力の内容は次の各号のとおりとする。

（1）乙は秩父郡小鹿野町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

ア 地域見守り活動に関すること。

イ 道路の損傷等に関すること。

ウ 廃棄物等の不法投棄に関すること。

（2）災害発生時の協力に関すること。

2 前項第1号の規定により乙が情報を提供した場合において、甲はその個別の事実を関係機関を除く第三者に開示しないものとする。

3 第1項各号の具体的な実施内容については、別紙覚書のとおりとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（連絡会議の設置）

第4条 甲または乙は本協定を実施するため、必要に応じ連絡会議を設置することができる。

（甲の役割）

第5条 甲は、秩父郡小鹿野町民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、第2条第1項に定める事項の実施にあたり、乙と町民との連携が必要な場合は、助言等必要な支援を行なうものとする。

（乙の役割）

第6条 乙は、乙の社員に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条第1項に定める事項について取り組むものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、第2条の協力内容の連絡体制について、協議するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

(協議)

第10条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

(附 則)

本協定の締結をもって、「災害時における小鹿野郵便局と秩父郡小鹿野町間の協力に関する覚書(平成10年11月1日締結)」及び「道路の損傷等の情報提供に関する覚書(平成10年11月1日締結)」を廃止する。

平成29年8月4日

甲 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
秩父郡小鹿野町
秩父郡小鹿野町長 福 島 弘 文

乙 埼玉県秩父市上宮地町3-16
日本郵便株式会社
秩父郵便局長 萩 原 厚 生

秩父郡小鹿野町内郵便局代表
埼玉県秩父郡小鹿野町般若888-5
日本郵便株式会社
長若郵便局長 茂 木 克 彦

(1)ア 地域見守り活動に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、甲及び乙が連携して、秩父郡小鹿野町内における高齢者、障がい者、子ども等（以下「対象者」という。）の異変を速やかに発見し、適切な支援につなげることにより、対象者等が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、業務中に対象者の異変を発見した場合、甲に連絡を行うものとする。ただし、緊急を要すると思われる場合は、警察又は消防に直接通報するものとする。

2 前項の連絡に係る費用は、乙の負担とする。

(連絡情報の取扱い)

第3条 甲は、乙から前条第1項による連絡があった場合、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、この覚書の実施に当たり知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、第2条第1項の規定による場合を除くほか、この覚書の実施に当たり知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

以下余白

(1)イ 道路の損傷等に関する覚書

(甲が乙に提供する情報)

第1条 乙が甲に提供する情報は、乙が業務中において発見した次の事項に関するものとする。

- (1) 道路標識の損壊等の状況。
- (2) 道路、橋等の破損、崩壊等の危険箇所の状況。

(情報提供の方法)

第2条 乙が業務中に道路の損傷等を発見した場合、原則として別に定める様式にて、FAX等で情報提供を行うものとする。ただし、緊急の事項又はこれによりがたいと認められる場合は、この限りではない。

(情報提供の中止)

第3条 自然災害等のやむを得ない事情がある場合、乙は一時的に情報の収集を中止することができる。

(情報の公開)

第4条 この覚書に基づき収集した情報については、甲乙両者が了解した場合を除き、公表しないものとする。

以下余白

(1)ウ 廃棄物等の不法投棄に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、乙が、秩父郡小鹿野町内において廃棄物等の不法投棄を発見した場合、甲に情報を提供することにより、甲は地域の美化管理に努め、町民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 乙は、業務遂行中に廃棄物等の不法投棄を発見した場合、甲に情報を提供するものとする。

(情報の提供方法)

第3条 前条に定める情報の提供は、原則として別に定める様式にて、FAX等により行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、状況に応じて電話等による情報の提供も可能とする。

以下余白

災害発生時の協力に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、乙が、秩父郡小鹿野町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第3条 甲及び乙は、秩父郡小鹿野町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 秩父郡小鹿野町総務課長

乙 日本郵便株式会社 秩父郵便局総務部長

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

以下余白

○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

小鹿野町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、秩父郡小鹿野町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、秩父郡小鹿野町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年12月15日

甲) 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89
小鹿野町
小鹿野町長 森 真太郎

乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2
株式会社ゼンリン
関東エリア統括部長 園田 孝司

○災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県営繕・公園事務所（以下「甲」という。）が管理する秩父公園を、災害発生時に小鹿野町（以下「乙」という。）が住民の避難地として有効に使用できるようにするために、避難地及び防災施設の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(避難地)

第2条 乙が秩父公園内で避難地として使用する区域（以下「避難地」という。）は、別紙1のとおりとする。但し、避難地を除く区域は、埼玉県地域防災計画に位置づけた防災活動拠点のための区域とする。

(防災施設)

第3条 乙が使用する防災施設は、秩父公園内の別紙2に定める施設とする。

(平常時の運営)

第4条 平常時の運営等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難地及び防災施設の維持管理は、甲が行うものとする。
- (2) 甲は、防災施設の鍵、操作方法等を記載した書類など（以下「鍵等」という。）を乙に貸与するとともに、その操作方法について十分な説明を行うものとする。
また、乙は貸与された鍵等は、災害時に速やかな対応が行えるよう保管場所等十分注意して管理するものとする。
- (3) 甲及び乙は、毎年1回以上現地において双方立ち合いのもと、防災施設の状況等を確認するものとする。
- (4) 甲及び乙は、互いに災害発生時の連絡先を確認するものとする。また、災害発生時の連絡先を変更した場合は、速やかに連絡するものとする。

(災害時の運営)

第5条 甲及び乙は、それぞれ協力して避難地及び防災施設を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減化を図るものとする。

(訓練等)

第6条 甲は、乙が防災訓練等のため避難地及び防災施設の使用を申し入れたときは、協力するものとする。

(経費負担)

第7条 避難地及び防災施設の維持管理、関連消耗品の補充等にかかる経費は甲が負担する。ただし、乙が使用した場合における消耗品の補充等や乙の過失により破損した防災施設の修繕等に係る経費は乙が負担する。

(指定管理者による維持管理等)

第8条 甲は、第4条ないし第6条に規定する甲の業務及び前条に規定する甲の経費負担を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項で規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。

(新たな施設の設備等)

第9条 甲が新たに防災施設を設置する場合、あるいは防災施設を変更する場合は、甲乙協議の上、別紙2を変更するとともに、第4条第2号に定める鍵等の貸与及び説明を行うものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない限り、本協定は毎年更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

附 則

平成21年3月31日付けで締結した「災害時における防災施設の運営に関する協定書」は、本協定の締結を持って効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成30年 4月 1日

熊谷市赤城町1-147-3

甲 埼玉県

埼玉県営繕・公園事務所長 若林 昌善

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

乙 小鹿野町

小鹿野町長 森 真太郎

○災害における物資供給に関する協定書

小鹿野町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発行）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 4月 13日

甲 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
小鹿野町
小鹿野町長 森 真太郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

○災害に係る情報発信等に関する協定

小鹿野町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、小鹿野町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、小鹿野町が小鹿野町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ小鹿野町の行政機能の低下を軽減させるため、小鹿野町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、小鹿野町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、小鹿野町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、小鹿野町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 小鹿野町が、小鹿野町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 小鹿野町が、小鹿野町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 小鹿野町が、災害発生時の小鹿野町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 小鹿野町が、小鹿野町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 小鹿野町が、小鹿野町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが掲示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 小鹿野町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、小鹿野町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく小鹿野町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、小鹿野町から提供を受ける情報について、小鹿野町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、小鹿野町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を修了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、小鹿野町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成、小鹿野町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年11月29日

小鹿野町：埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
小鹿野町
小鹿野町長 森 真 太 郎

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

○災害時の施設利用等に関する協定書

小鹿野町（以下「甲」という。）と有限会社戸田乳業（以下「乙」という。）は、災害時における有限会社戸田乳業の施設及び製品（以下「乙の施設及び製品」という。）利用等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小鹿野町に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が町民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する乙の施設及び製品利用等の協力に関して定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する町民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 前条の規定により甲が要請する乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 町民等が甲の指定する指定避難所への避難が災害状況等により困難な場合、町民等の安全確保の為、乙の施設を一時避難所として利用すること
- (2) 町民等が甲の指定する指定避難所「小鹿野高等学校体育館（乙の工場北西約200mに位置する）」へ避難した際、町民等の生活飲料確保のため、乙の施設で製造された飲料を一時的に避難施設へ支給すること
- (3) その他、甲が乙に対して施設利用等の協力を要請する事項

（要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、文書で要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 甲は、災害時等において乙の施設を利用する場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設を利用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設は次のとおりとする。

- (1) 乙が工場内（埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野1046-1）に設置する次の災害用LPガス施設等LPガスバルク貯槽（980kg）、LPガス発電機、投光器
- (2) 同工場内休憩室駐車場

（施設の管理及び費用負担）

第6条 災害時において利用する乙の施設の管理は、甲の責任において行うものとする。なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 乙は、施設の管理運営について、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第7条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで、必要最低限の期間を延長することができる。

2 甲は、乙の施設の利用について早期に終了するように努めるものとする。

(利用の終了)

第8条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、文書で通知するとともに、その施設を原状回復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 前項の施設の原状復旧に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、この協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからも申し出がないときには、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(住民への周知)

第12条 この協定は甲の定める方法により、甲または乙、もしくは甲乙いずれもが町民等へ周知するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 2年 1月30日

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
甲 小鹿野町
小鹿野町長 森 真 太 郎 印

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野1046番地1
乙 有限会社戸田乳業
代表取締役 戸 田 喜 裕 印

○災害時における被災者支援に関する協定書

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町（以下「ちちぶ定住自立圏」という。）と埼玉県行政書士会（以下「行政書士会」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、ちちぶ定住自立圏域内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに大規模事故、火災等の人為災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において行政書士業務相談は、次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けたちちぶ定住自立圏域内在住者
- (2) 災害により被害を受けたちちぶ定住自立圏域内企業及びその他の団体等
- (3) 災害によりちちぶ定住自立圏外からちちぶ定住自立圏域内に避難した者
- (4) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者でちちぶ定住自立圏又は行政書士会が必要と認めたもの

（支援業務の申請）

第4条 ちちぶ定住自立圏は、災害時において、被災者支援のためちちぶ定住自立圏が必要と認める場合は、行政書士会に対して第2条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 行政書士会は前条の要請を受けた場合、速やかに行政書士会の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 ちちぶ定住自立圏は、災害時において行政書士会に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第7条 行政書士会は、行政書士業務相談を実施した場合において、ちちぶ定住自立圏から報告を求めら

れたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について、書面（様式第2号）により報告するものとする。

（費用）

第8条 行政書士業務相談は無料とする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、行政書士会が負担するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、ちちぶ定住自立圏及び行政書士会のいずれからも意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、ちちぶ定住自立圏と行政書士会が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を6通作成し、署名の上、各1通を保有する。

令和 2年 2月 4日

秩父市熊木町8番15号

秩父市

秩父市長 久喜邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

横瀬町

横瀬町長 富田能成

秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

皆野町

皆野町長 石木戸道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長瀬町

長瀬町長 大澤タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

小鹿野町

小鹿野町長 森真太郎

さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

埼玉県行政書士会

会長 関口隆夫

災害時支援要請書

埼玉県行政書士会会長 様

〇〇市（町）長 〇〇 〇〇

災害時における被災者支援に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要 請 内 容	
場 所	
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
備 考	

要 請 者	所属 職名 氏名 電話番号
要 請 日 時	令和 年 月 日 () 時 分頃

災害時支援報告書

〇〇市（町）長 様

埼玉県行政書士会会長 〇〇〇〇

災害時における被災者支援に関する協定書第7条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

業 務 内 容	
場 所	
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
取 扱 件 数	

報 告 者	
-------	--

○災害時における福祉避難所施設に関する協定書

小鹿野町（以下「甲」という。）と社会福祉法人小鹿野福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小鹿野町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所として指定する施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 設置場所 | 秩父郡小鹿野町下小鹿野2551番地 |
| 施設名称 | 特設養護老人ホーム小鹿野苑 |
| (2) 設置場所 | 秩父郡小鹿野町小鹿野471番地 |
| 施設名称 | 巨香の郷 |

（福祉避難所の受入対象者）

第3条 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、災害時要配慮者のうち要援護高齢者及び身体等に障害のある者とそれらの介護者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（福祉避難所の開設要請）

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

- 2 甲は、前項の規定に基づき第2条に掲げる福祉避難所の開設を要請する際は、福祉避難所開設要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（福祉避難所の開設運営）

第5条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

- 2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（備品等の貸与）

第6条 甲は、乙に対して要配慮者支援に必要な乙所有のベッドや、自動車等、備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

- 2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

（職員の派遣）

第7条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

- 2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(対象者の搬送)

第8条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第9条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間等)

第10条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の規定に基づき福祉避難所の閉鎖を要請する際は、福祉避難所閉鎖要請書（様式第2号）により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所実績報告書（様式第3号）を提出するものとする。

(経費の負担)

第11条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うように指示するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第13条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあつては事務部門責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第14条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互にするよう努めなければならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後のにおいても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2年 7月29日

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

甲 小鹿野町

小鹿野町長 森 真 太 郎

埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野2551番地

乙 社会福祉法人 小鹿野福社会

理事長 高 橋 唱 平

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

様

小鹿野町長

印

福祉避難所開設要請書

災害時における福祉避難所施設に関する協定書第4条第2項の規定により、次のとおり避難施設の開設を要請します。

1 施設名

2 受入人数

3 開設日 年 月 日

4 その他

担当課
担当者
電話番号

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

様

小鹿野町長

印

福祉避難所閉鎖要請書

災害時における福祉避難所施設に関する協定書第10条第4項の規定により、次のとおり避難施設の開設を要請します。

なお、実績報告書の提出を速やかにお願ひします。

1 施設名

2 開設期間 年 月 日 ～ 年 月 日 日間

3 その他

担当課
担当者
電話番号

小鹿野町長 様

所在地 _____
名 称 _____
代表者職氏名 _____ (印)

福祉避難所実績報告書

災害時における福祉避難所施設に関する協定書第10条第5項の規定により、次のとおり避難施設の実績を報告します。

1 福祉避難所開設の実績

(1) 施設名

(2) 開設期間 年 月 日～ 年 月 日 日間

(3) 受入人数 別紙受入者名簿のとおり（任意様式）

2 福祉避難所の管理運営に要した費用

(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

ア 日勤（日給・時間給） _____円 / （日・時間）

イ 夜勤（日給・時間給） _____円 / （日・時間）

ウ 宿直 _____円 / 回

(2) 要配慮者等に要する食費

ア 朝食 _____円 / 食

イ 昼食 _____円 / 食

ウ 昼食 _____円 / 食

エ（計） _____円 / 食

(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

実績相当額 _____円

○災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

小鹿野町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、小鹿野町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。
2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。
(1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難場所の情報を提供
(2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
(3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。
(1) 停電復旧に係る応急措置の実施
(2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
(3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
(4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災行政無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1カ月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 8月31日

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
甲 小鹿野町
小鹿野町長 森 真太郎

埼玉県熊谷市筑波1丁目113番地
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社
熊谷支店長 大矢 孝

○災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書

埼玉県小鹿野町（以下「甲」という。）及び株式会社千島測量設計（以下「乙」という。）は、災害時における被害状況調査及び応急復旧に対する技術的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害を受けて、甲乙協力して迅速かつ的確に被災情報を入手する体制を構築するため、大規模地震や風水害、その他災害（以下「災害」という。）により、小鹿野町内に被害が発生したとき、又は、そのおそれがあるときの被害状況調査業務及び応急復旧に対する技術的な支援（以下「調査及び支援」という。）に関する事項について定める。

（協力要請）

第2条 甲は、乙の有する技術及び資機材が必要であると認めるときは、次の事項を示して、乙に協力を要請することができる。

- (1) 調査及び支援する被災箇所
- (2) 調査及び支援の概要
- (3) その他調査及び支援に必要な事項

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由のない限り、協力するものとする。

（調査及び支援の内容）

第3条 調査及び支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被害状況の目視による現場確認調査
- (2) 被害状況の UAV 撮影

（雑則）

第4条 この協定の定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 4年 9月 14日

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 89 番地

甲 小鹿野町

小鹿野町長 森 真 太 郎

埼玉県秩父郡両神薄 2965 番地 1

乙 株式会社 千島測量設計

代表取締役 千 島 英 雄

○災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書

埼玉県小鹿野町（以下「甲」という。）並びに桂測量設計株式会社、正伝測量有限会社及び株式会社ヤマホン 小鹿野営業所（以下「乙」と総称する。）は、災害時における被害状況調査及び応急復旧に対する技術的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害を受けて、甲乙協力して迅速かつ的確に被災情報を入手する体制を構築するため、大規模地震や風水害、その他災害（以下「災害」という。）により、小鹿野町内に被害が発生したとき、又は、そのおそれがあるときの被害状況調査業務及び応急復旧に対する技術的な支援（以下「調査及び支援」という。）に関する事項について定める。

（協力要請）

第2条 甲は、乙の有する技術及び資機材が必要であると認めるときは、次の事項を示して、乙に協力を要請することができる。

- (1) 調査及び支援する被災箇所
- (2) 調査及び支援の概要
- (3) その他調査及び支援に必要な事項

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由のない限り、協力するものとする。

（調査及び支援の内容）

第3条 調査及び支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被害状況の目視による現場確認調査
- (2) 被害状況の UAV 撮影

（雑則）

第4条 この協定の定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 4年 9月14日

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
甲 小鹿野町
小鹿野町長 森 真 太 郎

埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野677番地1
乙 桂測量設計株式会社
代表取締役 高 橋 信 行

埼玉県秩父郡小鹿野町飯田1299番地
正伝測量有限会社
代表取締役 犬 木 政 義

埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄4番地
株式会社ヤマホン 小鹿野営業所
所長 隰 田 剛

○災害時における葬祭協力等に関する協定書

小鹿野町（以下「甲」という。）と埼玉県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力（以下「葬祭協力等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して葬祭協力等を要請できること並びにその場合の手続き等について定めることを目的とする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙及び丙に協力を要請できる業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の収容・保全・処置・安置・搬送
- (3) その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とするときは、乙及び丙に対し葬祭協力等を要請できるものとする。ただし、災害等が甚大ではない場合は乙が、災害等が甚大な場合又乙が災害等により葬祭協力等を行えない場合は丙が協力するものとする。

（要請方法）

第4条 前後の規定による要請は原則として文書によるものとし、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、次に掲げる事項を口頭、電話、その他の方法により連絡し、甲は事後に要請書を乙及び丙に提出することができる。

- (1) 要請を行った者の職・氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する葬祭協力等の内容
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他の要請を行うための事項

（要請に対する措置）

第5条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、応諾の有無を速やかに甲に回答するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙及び丙は、第4条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

(燃料確保への協力)

第7条 甲は、第4条の要請をしたときは、乙及び丙の葬祭協力等に必要な範囲内において、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

(要請による従事場所)

第8条 第4条の甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙及び乙の派遣する乙の組合員又は丙及び丙の派遣する丙の所属員は、甲が指定した場所において従事するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙及び丙は、協力業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(報告)

第10条 乙及び丙は、第4条の要請により協力したときは、事後に、次に掲げる事項を記した報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。ただし、葬祭協力等が数箇月にまたがる場合は、終了した月毎に集計して報告するものとする。

- (1) 葬祭用品の品目及び数量
- (2) 遺体収容施設の場所及び名称、遺体の収容期間及び収容体数並びに遺体の保全及び処置の体数
- (3) 履行期間及び履行場所
- (4) 乙の組合長の氏名及び従事者名簿又は丙の所属長の氏名及び従事者名簿
- (5) 霊柩車の台数及び搬送報告書
- (6) その他の必須事項

(経費の負担)

第11条 葬祭協力等に要した費用は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第12条 乙の組合員及び丙の所属員は、葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

(経費の支払い)

第13条 甲は前条の規定に基づき乙及び丙から経費の請求があった場合は、その内容を検査のうえ、乙及び丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第14条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価額を基準とし、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第15条 乙及び丙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図られるよう広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第16条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては小鹿野町総務課長、乙にあつては埼玉県葬祭業協同組合理事長、丙にあつては全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

(災害時の情報共有)

第17条 乙及び丙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

(協力内容の連衡連絡)

第18条 甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

(協定実施の円滑化)

第19条 この協定の実施に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日から2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(定めのない事項)

第21条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 4年11月 8日

甲 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 8 9

小鹿野町

小鹿野町長 森 真 太 郎

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号-210

埼玉県葬祭業協同組合

理 事 長 村 上 基 一

丙 東京都港区港南 2 丁目4番12号港南YKビル4階

全日本葬祭業協同組合連合会

会 長 石 井 時 明

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県葬祭業協同組合理事長 様
(全日本葬祭業協同組合連合会長)

小鹿野町長

要 請 書

このことについて、災害時における葬祭協力等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

担 当 者	所 属	埼玉県小鹿野町 課
	職 ・ 氏名	
	連 絡 先	電 話 F A X
口頭による 要 請 日 時	年 月 日 時 分 ころ (市町村からの受理日時 年 月 日 時 分 ころ)	
要 請 理 由		
要 請 内 容 (用品名、材質、 数量等)		
履 行 場 所		
履 行 期 日 又 は 期 間		
備 考		

第 号
年 月 日

小鹿野町長 様

埼玉県葬祭業協同組合理事長
（全日本葬祭業協同組合連合会長）

報 告 書

年 月 日付け第 号で要請のあった業務に関する実績について、
災害時における葬祭協力等に関する協定第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実施業務内容		
従事者氏名		
履行の場所		
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日 期日： 年 月 日 ～ 年 月 日	
報告担当者	所属・氏名	
	連絡先	電 話 F A X
備 考		

〔 条 例 等 〕

○小鹿野町防災会議条例

平成17年10月1日

条 例 第 18 号

改正 平成19年3月16日

条 例 第 5 号

改正 平成24年12月14日

条 例 第 26 号

平成17年10月1日

条 例 第 18 号

改正 平成19年3月16日条例第5号

平成24年12月14日条例第26号

令和5年3月8日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小鹿野町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小鹿野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(9) その他町長が特に必要と認める機関の職員のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、小鹿野町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月14日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月8日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

○小鹿野町災害対策本部条例

平成17年10月1日

条例第19号

改正 平成24年12月14日

条例第27号

平成17年10月1日

条例第19号

改正 平成24年12月14日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、小鹿野町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

○小鹿野町消防団条例

平成17年10月1日

条例第193号

改正 平成19年6月21日条例第18号
平成27年12月11日条例第35号
平成29年9月12日条例第23号
令和元年9月4日条例第14号
令和4年3月11日条例第8号
令和5年3月8日条例第10号

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称、区域及び消防団員(以下「団員」という。)の任免、定員、服務、給与等については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置等)

第2条 法第9条第3号の規定に基づき、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表第1のとおりとする。

(任命)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は町長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者の中より町長の承認を得てこれを任命する。

- (1) 年齢18歳以上で、本町に居住又は勤務する者であること。
- (2) 団長の場合は、志操堅固身体強健であつて、団長たるに足るものとして消防団から推薦された者であること。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(団員の定数)

第5条 団員の定数は、545人とする。

(退職)

第6条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書を以て任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(懲戒)

第7条 団員であつて次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、任命権者はこれを懲戒するものとする。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員たるにふさわしくない非行があったとき。

第8条 前条の懲戒は、次の区分によりこれを行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は、1箇月以内の期間を定めてこれを行う。

(出動)

第9条 団員は、団長の招集によって出動し服務するものとする。

2 招集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し服務に就かなければならない。

(他の行政機関の命令)

第10条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

(団員が居住地を離れる場合)

第11条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、副団長又はその他の者にあっては団長に、届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

(服務)

第13条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たらなければならない。
- (3) 上下同僚の間互に相敬愛し礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け、若しくはこれを請求する等のことがあってはならない。
- (5) 職務上知得した秘密を他に漏らしてはならない。
- (6) 団員は、団又は団員の名義をもって特定の政党結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。

(報酬等)

第14条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 年額報酬は、年度ごとに別表第2に定める額を支給するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて月割りにより計算した額を支給する。

- (1) 年度の中途において新たに消防団員となり、又はその職を退いた場合
- (2) 年度の中途において、年額報酬の額の異なる階級に異動した場合

3 出勤報酬は、団員が第9条に規定する出勤により、災害現場で職務に従事した場合において、別

表第3に定める額を支給する。ただし、1回の災害現場において職務に従事した時間が4時間を超える場合は、その超過時間4時間までごとに4,000円を加算して支給する。

4 出勤報酬は、各年度において、4月分から9月分までについては当該年度の10月に、10月分から翌年3月分までについては翌年度の4月に、当該期間の実績に応じて支給する。

5 団員の手当は、次に掲げるとおりとし、手当の額はその都度町長が別に定める。

- (1) 訓練手当
- (2) 警戒手当
- (3) その他、町長が必要と認めるもの
(旅費)

第15条 団員が用務のため町外に出張したとき（火災応援出動等を除く。）は、旅費を支給する。

2 旅費支給については、小鹿野町職員等の旅費に関する条例（平成17年小鹿野町条例第51号）を準用する。

（公務災害補償）

第16条 団員が職務によって死亡し、又は負傷したときは、埼玉県市町村消防災害補償組合理程を適用するものとし、見舞金及び祭祀料等の贈呈については、その都度町長が定める。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小鹿野町消防団条例（昭和31年小鹿野町条例第17号）又は両神村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和51年両神村条例第13号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年6月21日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則（平成27年12月11日条例第35号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月12日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月4日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月11日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	区域
小鹿野町消防団	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地	小鹿野町全域

別表第2(第14条関係)

(単位 円)

職名	報酬の種類	報酬額
団長	年額	200,000
副団長	年額	160,000
分団長	年額	100,000
副分団長	年額	60,000
部長	年額	40,000
班長	年額	38,000
団員	年額	36,500

別表第3(第14条関係)

(単位 円)

区分	支給単位	報酬額
災害出動	1回	4,000

○小鹿野町消防団規則

平成17年10月1日

規則第149号

改正 平成23年2月25日規則第5号
平成26年9月18日規則第26号
平成27年12月11日規則第26号
平成29年9月12日規則第24号
令和3年11月26日規則第42号
令和4年3月14日規則第50号
令和4年11月25日規則第80号
令和5年2月20日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、小鹿野町消防団（以下「消防団」という。）の組織及び消防団員の階級、訓練及び礼式に関する事項並びに小鹿野町消防団条例（平成17年小鹿野町条例第193号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(団員)

第2条 消防団に次の表に掲げる階級の消防団員を置き、それぞれに掲げる職に充てるものとする。ただし、副団長は支団長の職を兼務するものとする。

階級	職
団長	団長
副団長	副団長、支団長
分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長
班長	班長
団員	団員

2 団長は、団の事務を統括し団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対しその責めに任ずる。

3 副団長、分団長、部長及び班長は、団員のうちから団長がこれを命免する。

(職務代理)

第3条 団長に事故があるときは副団長が、団長、副団長ともに事故があるときは団長の定める順序に従い分団長が、団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、分団長、部長及び班長の命免を行うことはできない。

(任期)

第4条 団長、副団長、分団長、部長及び班長の任期は、2年とする。ただし、重任することを妨げない。

(組織及び設置区域)

第5条 消防団には、団本部及び支団を置き支団のうちに分団を置く。ただし、必要に応じ分団内に部を置くことができる。

2 支団及び分団の組織並びに設置区域は、別表のとおりとする。ただし、各分団の団員数は、団定数内で調整することができる。

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後次の宣誓書(別記様式)に署名しなければならない。

(災害出場)

第7条 消防車が火災現場に出動するときは、交通法規の定める走行規則に従うとともに正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

(消防車の責任者の遵守事項)

第8条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校又は劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、一列縦隊で安全を保って走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。

(区域外出動)

第9条 消防団は、消防長又は消防署長の命令を受けた場合を除き、町の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第10条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり損害を最小限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(災害現場の遵守又は留意事項)

第11条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、真摯に行わなければならない。
- (3) 放水口数は、最大限度に使用し消火作業の効果を取めるとともに火災の損害及び濡損を最小限度に止めなければならない。
- (4) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

(死体発見の場合の措置)

第12条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長又は消防署長に報告するとともに警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第13条 放火の疑いある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長又は消防署長及び警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに公表は差し控えなければならない。

(文書簿冊)

第14条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品貸与品台帳
- (10) 諸令達簿
- (11) 消防法規例規綴
- (12) 雑書綴

(品位の陶冶及び技能の練磨)

第15条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め定期的にこれが訓練を行わなければならない。

(表彰)

第16条 町長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労が特に拔群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合団員については、団長が表彰を行うことができる。

第17条 前条の表彰は、次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

第18条 賞詞は消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

第19条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助

- (4) 火災その他の災害時における警戒防ぎょ救助に関し消防団に対してなした協力
(礼式及び服制)

第20条 消防団の礼式及び服制については、消防庁の定める基準による。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成23年2月25日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月18日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月11日規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月12日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月26日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月14日規則第50号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月20日規則第12号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

小鹿野町消防団組織及び設置区域

（単位：人）

支団		分団									設置区域（行政区）
支団別	区域	分団別		階級別定員							
		分団	部	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計		
第1支団	下小鹿野 小鹿野 伊豆沢	第1分団		1	1	1	3	14	20	小鹿野1区	
		第2分団		1	1	1	3	11	17	小鹿野2区	
		第3分団		1	1	1	3	11	17	小鹿野3・4区	
		第4分団		1	1	1	3	9	15	小鹿野5～6-2区	
		第5分団		1	1	1	3	19	25	小鹿野7・8区	
		第6分団		1	1	1	3	12	18	小鹿野9区	
		第7分団		1	1	1	4	23	30	小鹿野10区	
		第8分団		1	1	1	4	13	20	小鹿野11・13区	
		第9分団		1	1	1	3	14	20	小鹿野12-1・12-2区	
		第10分団		1	1	1	3	2	8	小鹿野14、15区	
		計		10	10	10	32	128	190		
第2支団	長留 般若	第1分団		1	1	1	3	14	20	長若1～3区	
		第2分団	第1部	1	1	1	3	20	30	長若4～9区	
			第2部			1	3				
		第3分団	第1部	1	1	1	3	20	30	長若10～14区	
			第2部			1	3				
計		3	3	5	15	54	80				
第3支団	飯田 三山 河原沢	第1分団	第1部	1	1	1	3	25	35	三田川1-1～2区	
			第2部			1	3				
		第2分団	第1部	1	1	1	3	15	25	三田川3～5区	
			第2部			1	3				
		第3分団	第1部	1	1	1	3	10	20	三田川6～9区	
			第2部			1	3				
		第4分団	第1部	1	1	1	3	10	20	三田川10～12区	
第2部	1		3								
計		4	4	8	24	60	100				

支団		分団								設置区域（行政区）
支団別	区域	分団別		階級別定員						
		分団	部	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
第4支団	日尾 藤倉	第1分団	第1部	1	1	1	2	17	25	倉尾1～4区
			第2部			1	2			倉尾5～8区
		計		1	1	2	4	17	25	
第5支団	両神薄 両神小森	第1分団		1	1	1	4	23	30	両神1～3区
		第2分団		1	1	1	6	36	45	両神4～8区
		第3分団		1	1	1	6	31	40	両神9～13区
		計		3	3	3	16	90	115	
団本部	階級別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
	本部	1	5			1	8		15	
	特別分団			1	1	2	9	7	20	
合計		1	5	22	22	31	108	356	545	

様式 略

[様式等]

○県報告関係様式

様式第1号

発 生 速 報

市町村
消防本部

日 時 分 受信	発信者		受信者	
1 被害発生				
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する措置				
5 その他必要事項				

「注」 内容は簡単に要を得たものとする。

様式第2号

経 過 速 報

支部名
市町村

				発 信 者		受 信 者		
災害の種別				発 生 地 域				
被 害 日 時		自 月 日		至 月 日				
報 告 区 分								
区 分		被 害		区 分		被 害		
人 的 被 害	死 者	人		田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者	人				冠 水	ha	
	負 傷 者	重 傷	人			畑	流出・埋没	ha
		軽 傷	人				冠 水	ha
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流失)	棟		道 路 被 害	決 壊	箇所		
		世帯			冠 水	箇所		
		人			そ の 他 被 害	文 教 施 設	箇所	
	半 壊 (焼)	棟				病 院	箇所	
		世帯				橋 り ょ う	箇所	
		人				河 川	箇所	
	一 部 破 損	棟				砂 防	箇所	
		世帯				清 掃 施 設	箇所	
		人				崖 く ず れ	箇所	
	床 上 浸 水	棟				鉄 道 不 通	箇所	
		世帯				被 害 船 舶	隻	
		人				水 道	戸	
	床 下 浸 水	棟				電 話	回線	
		世帯				電 気	戸	
人			ガ ス	戸				
非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊(焼)	棟	り 災 世 帯 数	世帯			
		半壊(焼)	棟	り 災 者 数	人			
	そ の 他	全壊(焼)	棟	火 災 発 生	建 物	件		
		半壊(焼)	棟		危 険 物	件		
					そ の 他	件		

災害に対してとられた措置

- (1) 災害対策本部設置の状況
- (2) 市（町村）のとした主な応急措置の状況
- (3) 応援要請又は職員派遣の状況
- (4) 災害救助法適用の状況
- (5) 避難命令・指示の状況

市町村数	地区数
人 員	人

- (6) 消防機関の活動状況
 - ア 出動人員 消防職員 名
 - 消防団員 名
 - イ 主な活動状況（使用した機材を含む）

様式第3号

被 害 状 況 調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確 定		

区 分			被 害		区 分			被 害		
人 的 被 害	死 者		人		田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha		
	行方不明者		人				冠 水	ha		
	負 傷 者	重 傷	人			畑	流出・埋没	ha		
		軽 傷	人				冠 水	ha		
住 家 被 害	全 壊		棟		道 路 被 害	決 壊		箇所		
			世帯			冠 水	箇所			
			人			文 教 施 設	箇所			
	半 壊		棟			そ の 他 被 害	病 院		箇所	
			世帯				橋 り ょ う		箇所	
			人				河 川		箇所	
	一部破損		棟				砂 防		箇所	
			世帯				清 掃 施 設		箇所	
			人				崖 く ず れ		箇所	
	床上浸水		棟				鉄 道 不 通		箇所	
			世帯				被 害 船 舶		隻	
			人				水 道		戸	
	床下浸水		棟				電 話		回線	
			世帯				電 気		戸	
			人				ガ ス		戸	
	公共 建物		全壊(焼)	棟				り 災 世 帯 数		世帯
半壊(焼)			棟		り 災 者 数		人			
非 住 家 被 害	そ の 他	全壊(焼)	棟		火 災 発 生		建 物		件	
		半壊(焼)	棟				危 険 物		件	
					そ の 他		件			

区 分		被 害		市 災 害 対 策 本 村 部	名称				
公 立 文 教 施 設	千円				町 策 本 村 部	設置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設	千円						解散	月 日 時	
公 共 土 木 施 設	千円								
そ の 他 の 公 共 施 設	千円								
小 計	千円								
公 共 施 設 被 害 数 市 町 村 数		団体			災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 数				
そ の 他	農 産 被 害	千円				計	団体		
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
					災 適 害 用 市 救 町 助 村 法 名				
				計		団体			
	そ の 他	千円			消防職員出動延人数		人		
被 害 総 額		千円			消防団員出動延人数		人		
備 考	1 災害発生場所								
	2 災害発生年月日								
	3 災害の種類概況								
	4 消防機関の活動状況								
	5 その他（避難指示等の状況）								

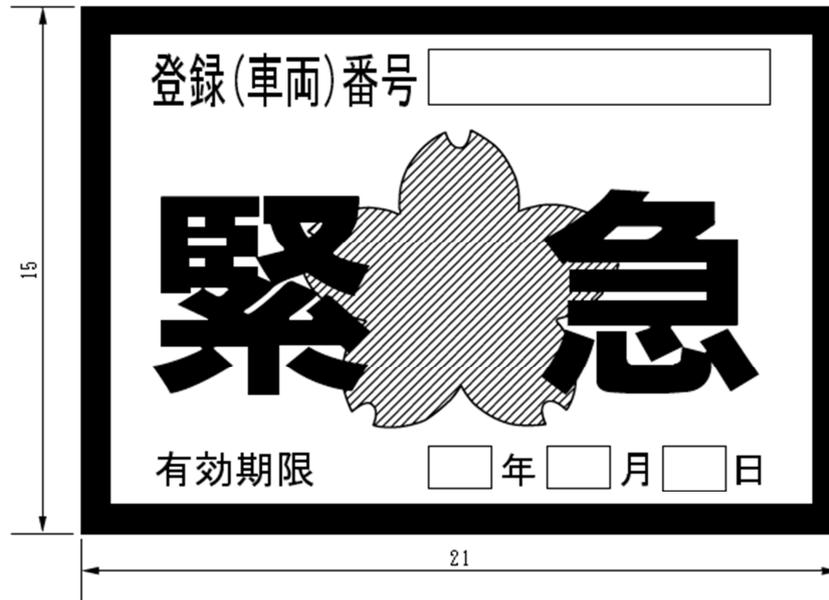
○緊急通行車両等確認申請書

様式第1

緊急通行車両等確認申請書			年 月 日
(あて先) 埼玉県知事 様			住所
			申請者 氏名 印
下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。			
記			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
運行日時			
運行経路	出発地	目的地	
備考			

○標 章

様式第 2



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）

緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）

様式第 4

交付番号	登録番号	使用者氏名 (機関名)	交付年月日	管轄支部	管轄警察署	備考

○緊急通行車両等事前届出書

様式第5の1

災害応急対策用		緊急通行車両等事前届出書		年	月	日
埼玉県知事 様		申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 氏名 電話（ ） 【担当係 担当者】		印		
番号標に表示されている番号						
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策				
使用者	住所					
	氏名					
出 発 地						
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部（消防防災課）に提出してください。						

○緊急通行車両等事前届出済証

様式第5の2

第 号	
緊急通行車両等事前届出済証	
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年 月 日	
埼玉県知事 印	
<p>(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要がなくなったとき</p>	

○防災航空隊出場要請（受信）書

様式第3号

埼玉県防災航空センター所長 様

防災航空隊緊急電話番号 049-297-7905

一般加入電話 049-297-7810、7811

ファクシミリ 049-297-7906

1 要請団体名	発信者		
2 要請日時	令和 年 月 日 (曜日)	時 分	
3 要請種別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急 (4) 調査 (5) 救援		
4 発生場所 現場目標	(市・町・村)		番地
5 発生日時	令和 年 月 日 (曜日)	時 分	ころ
6 災害の概要 及び要請任務			
7 必要資機材			
8 気象条件	天候 視界	風向 m 雲高	風速 m/s m 警報及び注意報 気温 °C
9 出場先場外 離着陸場等	場所 (市・町・村)		番地
10 搬送先場外 離着陸場等	場所 (市・町・村)		番地
11 傷病者	住所 氏名 傷病名	傷病者の人数 (歳) (男・女) 程度(重・中・軽)	人
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影・その他		
13 救援出場内容	搬送物件・人員		
14 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名	ほか 名
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波・主運用波3)、コールサイン		
16 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名	機数	機
* 以下の項目については、航空隊で出動決定後連絡します。			
1 航空隊指揮者	指揮者 受信者 無線種別(統制波・主運用波3)、コールサイン		
2 出場機	出場機 「あらかわ2」「あらかわ3」「あらかわ4」 [コールサイン] あらかわ2：さいたまこうくうヘリ2 あらかわ3：さいたまこうくうヘリ3 あらかわ4：さいたまこうくうヘリ4		
3 到着予定時刻	令和 年 月 日 (曜日)	時 分	
4 活動予定時間	時間	分	
5 航空燃料の 確保	(可・否)	時間	分
特記事項			

注：「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを指す。

○応急仮設住宅設置要領

様式 1

第 号
年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

請 書

年 月 日第 号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承諾します。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 規模構造 円以内
- 3 着工期日 年 月 日まで
- 4 事業内容 上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき応急仮設住宅の設置事業を行なう。

様式 2

応急仮設住宅に入居する者の名簿

選考月日

(市町村名)

選考順位	住 所	氏 名	家 族 数	職 業	月 収	世 帯 の 状 況

(注) 世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式 3

第 号
年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり着工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工届の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式 4

第 号
年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり竣工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工月日 月 日
- 4 市町村の竣工検査日 月 日
- 5 添付書類 請負業者の竣工届の写 別紙のとおり

様式 5

請 求 (概 算・精 算) 書

一金 円也

ただし による災害救助法による応急仮設住宅設置費 戸分

上記のとおり請求します。

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名

印

添付書類 支出調書及び領収書の写

○救助の特例等申請様式

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の運用と実務」(通称赤本)を参照すること。
- (4) 前項の特例は、内閣総理大臣の同意を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

様式 1

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

避難所開設期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害はその被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

様式 2

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

記

- 1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
 - (1) 設置戸数の総数 戸
 - (2) 設置基準戸数 戸 (全壊 (焼)、流身世帯 戸 × 30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊 (焼)、流身世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
- 5 その他

様式 3

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式 4

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切換えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

様式 5

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式 6

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、り災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

- 1 冬季基準を適用すべき数

被 害 別	被 害 数		季別の変更を要する数		備 考
	世 帯 数	人 員	世 帯 数	人 員	
全 壊 (焼) 流 失					
半 壊 (焼) 床 上 浸 水					
計					

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更額と夏季基準額との差額概算
- 4 義援金品等の状況

様式 7

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額との差額概算
- 5 その他

様式 8

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので、次のとおり給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式 9

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情でありますので、次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式 10

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式11

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式12

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
 - (1) 修理戸数の総数 戸
 - (2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸 × 30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式13

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事様

市町村長名 印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式14

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事様

市町村長名 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、り災者の経済能力も悪く基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1)-(2)) 世帯
 - (1) 貸与世帯数の総数 世帯
 - (2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊 (焼)、流失世帯 戸×25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式15

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヶ月間（先般承認を得た日の延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式16

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式17

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式18

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、搜索期間である 日間では搜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間を延長することによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式19

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり処理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する処理すべき死体の数
- 4 その他

様式20

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1)－(2)) 戸
 - (1) 除去戸数の総数 戸
 - (2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸×15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式21

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

障害物除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式22

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要があるため御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式23

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送の目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式24

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要があり
ますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇上げを要する期間
- 4 人夫の雇上げに要する経費
- 5 人夫の雇上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式25

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

様式26の1

第 号				
り 災 証 明 書				
世 帯 主 氏 名	年 月 日生 年 令 職業 ()			
住 所	番地			
り 災 の 原 因				
り 災 年 月 日	年 月 日 時 分			
り 災 場 所				
り災状況 (該当するものに○をつけること)	死亡・行方不明・重傷・軽傷 住家・自家・借家・全壊 (焼)・半壊 (焼)・流失・床上浸水・床下浸水			
世 帯 構 成	氏 名	続 柄	年 令	備 考 (人的被害者はその種類等記入のこと)
証 明 書	上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日 市町村長 印			

様式26の2

医 療 班 出 動 報 告 書				○○医療班	
班 長		班 員		編 成 出 動 状 況	
資 格	氏 名	資 格	氏 名		
<p>上記の通り 月 日 出動したので報告します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(本隊、支、分隊、関係機関の別) 責任者 印</p> <p>本 隊 衛 生 部 長 様</p>					

様式26の3

取 扱 患 者 台 帳								○○医療班	
年 月 日	住 所	氏 名	職 業	年 令	性 別	病 名	死 体 検 案 数	措 置 概 要 摘 要	

様式26の4

救 助 実 施 状 況 年 月 日 ○○医療班									
使 用 医 療 用 品 内 訳					救 助 実 施 状 況				
品 名	数 量	単 価	金 額	調達先その他	患 者 数	内 訳			備 考
						外 科	内 科	眼 科	
計									

様式26の5

(第 号) 送 付 書					
送 付 年 月 日			取扱者氏名		印
送人職氏名			受人職氏名		印
車両番号			運転手氏名		印
品 名	数 量	品 名	数 量		
		合 計			
荷 姿	個 数	荷 姿	個 数		
		合 計			

一 本書は、正、副、受領者の三枚複写とし、特に数量については誤記のないよう記すこと

二 受人の職氏名は、もれることなく記入し、印を押してもらふこと 引渡しの際

様式26の6

車 両 使 用 書			
			使用部、係名
			使用責任者職氏名
			印
1 使用車両			
車両の所属			
車両番号			
運転者氏名			
2 使用目的			
3 使用区間及び場所			
4 使用月日			
自 月 日 午 時			
至 月 日 午 時			
5 その他			
上記のとおり車両を使用しました。			
年 月 日			

様式26の7

輸 送 費 内 訳 書					
従事会社名			会社所在地		
車両番号		第 号		運転者氏名	
				印	
出庫時間	帰庫時間	出動時間	走行キロ数	請求額	備考
発 地	着 地	作業内容	キ ロ 数 (日 数)	金 額	摘 要
~~~~~					
~~~~~					
上記のとおり従事したことを証明する。					
年 月 日					
				使用部、係名	
				使用責任者 職氏名	
				印	
様					

様式26の8

合番号	処理番号	第 号	取扱日時 令和 年 月 日 午前 午後 時 分	取扱者	収容所 保管所	取扱者
災害 死 体 処 理 票	被 保 管 者			処 理 顛 倒		
	住 所 氏 名 性別年令	番地 (男)(女) 推定 歳		送付月日	令和 年 月 日	火葬場 墓 地
	死亡日時	令和 年 月 日		埋 火 葬 月 日	令和 年 月 日	火 葬 埋 葬
	死亡場所			埋葬位置	区 側 番	
	発見場所			遺 留 品	令和 年 月 日	
	保管日時	令和 年 月 日		送付月日	保管所へ送付	
	遺 留 品	(有) (無)		遺 骨	令和 年 月 日	
	容 姿	身長 尺 寸 客観		送付月日	保管所へ送付	
	そ の 他			引渡月日	令和 年 月 日	
	着 衣			受 取 者	区 町 丁目 番地	
摘 要			摘 要			

様式26の9

処理番号	第 号	取扱日時 令和 年 月 日 午前 午後 時 分	取扱者	収容所 保管所	取扱者	
災害 死 体 遺 留 品 処 理 票	被 保 管 者			遺 留 品		
	住 所 氏 名	番地		立 会 者 氏 名		
	整理月日	令和 年 月 日		品 名	数 量	品 名 数 量
	引渡月日	令和 年 月 日		保管所へ送付		
	受 取 人			番地 印		
	保 管 替 処 分 月 日	令和 年 月 日		保管所へ		
	月 日	令和 年 月 日				
摘 要			摘 要			

様式26の10

災害死体骨送付票	
令和 年 月 日 御中	
收容所 取扱者 火葬場	
処 理 番 号	氏 名
第 号	
第 号	
第 号	
第 号	
計	名 霊
上 記 送 付 に 付 受 納 令和 年 月 日 様	
墓 地 火葬場 管理者 印 保管所	

様式26の11

災害死体遺留品送付票	
令和 年 月 日 保管者 御中	
保管所 取扱者 收容所	
処 理 番 号	氏 名
第 号	
第 号	
第 号	
第 号	
計	名 分
上 記 送 付 に 付 受 納 令和 年 月 日 收容所 御中 保管所	
遺留品保管所 管 理 者	

様式26の12

合番号 処理番号		焼 骨		保 管 所		
		保管者名				
焼 骨 処 理 票	死 亡 者			保 管 事 項		
	住 所 氏 名 性別年令	番地 (男) (女) 歳		保管受付	令和 年 月 日	
				保管位置		
	死亡日時	令和 年 月 日		保管替日		
	死亡場所	区 町 丁目 番地		引渡月日	令和 年 月 日 番地 印	
	火葬日時	令和 年 月 日		受 取 人		
	火 葬 場	火葬場		埋葬先及 日 時	墓 地 令和 年 月 日 埋葬	
摘 要				摘 要		

○被害状況調査表

地区 第 _____ 区 _____ 調査員 _____

1 住家の被害（単位 棟）

No.	氏 名	全 壊 焼失	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一 部 破損	床 上 水 浸	床 下 水 浸	非 住 宅	
										全壊	半壊
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											

2 人的の被害（単位 人）

No.	氏 名	死 者	行 方 不 明	重 傷	軽 傷	そ の 他	備 考
1							
2							
3							
4							
5							

3 公共土木被害（単位 m）

No.	被害箇所	道路 損壊	道路 流失	道路 不通	崖く ずれ	橋梁 流失	路肩 決壊
国 道	L W						
	L W						
	L W						
町 道	L W						
	L W						
農 道	L W						
	L W						
林 道	L W						
	L W						
その他	L W						

4 耕作物等の被害（単位 a）

No.	被害箇所	家畜舎	ハウス	稲	その他
1					
2					
3					
4					
5					

〔そ の 他〕

○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

令和3年8月10日現在

※太字部分が特別基準の設定が可能な部分

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円 以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の災害時要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日 以内とし、災害救助法施行令第四条第二項の避難所を開設できる期間は、災害救助法施行令第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法施行令第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上とする。
応急仮設住宅の供与	1 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者 2 自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たりの規模は地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円 以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。	災害発生の日から 20日 以内 着工	1 高齢者等の避難行動要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 完成の日から2年以内とする。 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円 以内	災害発生の日から 7日 以内	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする。					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内とする。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 2 現物給付に限る。					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全全流	壊夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			焼冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半半床上浸水	壊夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
焼冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療のみちを失った者 （応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の搬送費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産のみちを失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の搬送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1 世帯当たり 300,000円以内 2 1以外の世帯 1 世帯当たり 595,000円以内	三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）	1 現物給付に限る。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 生業業 一件当たり 30,000円以内 2 就職支度費 一件当たり 15,000円以内	災害発生の日から 1か月 以内	1 貸与期間2年以内とする。 2 利子は無利子とする。
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から 教科書 1か月 以内 文房具及び通学用品 15日 以内	1 被害の実情に並び、次に掲げる品目の範囲内とする。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 2 現物給付に限る。 ※小学校児童には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。 ※中学校生徒には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。 ※高等学校等生徒は、高等学校(定時制の課程及び通信制の課程)を含む。 ※中等教育学校の後期課程には、定時制の課程及び通信制の課程を含む。
埋 葬	災害の際死亡した者	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円 以内 小人(12歳未満) 172,000円 以内	災害発生の日から 10日 以内	1 棺又は棺材は次の範囲内とする。 イ 棺(附属品を含む) ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む) ハ 骨つぼ及び骨箱 2 現物給付に限る。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日 以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 3 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
死体の処理	災害の際死亡した者（埋葬を除く）	洗浄、消毒等 1体当たり 3,500円 以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円 以内 検案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から 10日 以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 検案は原則として救護班が行う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の処理のため支出できる費用は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用とする。 4 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等、又は玄関に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円 以内	災害発生の日から 10日 以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者（災害救助法施行令第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令 第四条第一号から第 四号までに規定する 者	1 人 1 日 当 たり 医 師、 歯 科 医 師 21, 700円 以 内 薬 剤 師、 診 療 放 射 線 技 師、 臨 床 検 査 技 師、 臨 床 工 学 技 師、 歯 科 衛 生 士 15, 100円 以 内 保 健 師、 助 産 師、 看 護 師、 准 看 護 師 15, 600円 以 内 土 木 技 術、 建 築 技 術 者 15, 200円 以 内 救 急 救 命 士 14, 700円 以 内 大 工 25, 600円 以 内 左 官 26, 800円 以 内 と び 職 27, 300円 以 内	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内	時 間 外 勤 務 手 当 及 び 旅 費 は 別 途 に 定 め る 額
救 助 事 務 費	1 時 間 外 勤 務 手 当 2 賃 金 職 員 等 雇 上 費 3 旅 費 4 需 用 費 (消 耗 品 費、 燃 料 費、 食 糧 費、 印 刷 製 本 費、 光 熱 水 費 及 び 修 繕 料) 5 使 用 料 及 び 賃 借 料 6 通 信 運 搬 費 7 委 託 費	1 3, 000万 円 以 下 は 1/100 2 3, 000万 円 ~ 6, 000万 円 以 下 は 9/100 3 6, 000万 円 ~ 1億 円 以 下 は 8/100 4 1億 円 ~ 2億 円 以 下 は 7/100 5 2億 円 ~ 3億 円 以 下 は 6/100 6 3億 円 ~ 5億 円 以 下 は 5/100 7 5億 円 以 上 は 4/100		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(特別基準)

○指定文化財一覧

令和4年3月現在

国指定文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	記・天	古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群				H28.3.1
	記・天	犬木の不整合		三山19 他	個人	H28.3.1
	記・天	ようばけ		長留1 他	個人	H28.3.1

埼玉県指定文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	有・建	法養寺薬師堂	1棟	両神薄2301	法養寺薬師堂奉賛会	S49.3.8
2	有・絵	絹本着色十三仏像	1幅	小鹿野1823	十輪寺	S29.10.23
3	有・彫	木造金剛力士立像	2躯	小鹿野1823	十輪寺	S38.3.29
4	有・彫	木造阿弥陀如来坐像 木造聖観音菩薩立像	1躯 1躯	河原沢442	真福寺	S59.3.27
5	有・彫	木造十二神将立像 木造日光菩薩・月光菩薩立像	12躯 2躯	両神薄2301	法養寺薬師堂奉賛会	H11.3.19
6	有・古	長享二年秩父札所番付	1巻	般若2661	法性寺	S34.3.20
7	有・古	出浦家文書	7通	両神簿	個人	H28.3.15
8	有・考	塚越向山遺跡出土注口土器及び収納石器	31点	小鹿野123	町教育委員会	H10.3.17
9	民・有民	小鹿野祭屋台春日町屋台	1基	小鹿野93-3	春日町屋台保存会	S51.3.30
	民・有民	上町屋台	1基	小鹿野1823-1	上町屋台保存会	〃
	民・有民	新原笠鉾	1基	小鹿野914-2	新原笠鉾保存会	H11.3.19
	民・有民	腰之根笠鉾	1基	小鹿野1432	腰之根笠鉾保存会	〃
10	民・有民	合角ダム水没地域の民俗資料	3496点	小鹿野123	小鹿野町	H25.3.11
11	民・無民	小鹿野の歌舞伎芝居		小鹿野町	小鹿野歌舞伎保存会	S50.3.31 S52.3.29 指定替
12	民・無民	飯田八幡神社の祭り(鉄砲祭り)		飯田2753	八幡神社祭り保存会	S62.3.24
13	民・無民	半平の天王焼き		三山	半平の天王焼き保存会	S63.2.26
14	民・無民	橋詰のドウロク神焼き		河原沢	橋詰のドウロク神焼き保存会	S63.2.26
15	民・無民	出原の天気占い		両神薄	出原の天気占い保存会	H8.3.19
16	民・無民	河原沢のおヒナゲエ(お雛粥)		河原沢	河原沢おひなげ保存会	S63.2.26 H11.3.19 名称変更
17	記・史	鷲窟磨崖仏		飯田2201	光源院札所31番奉賛会	S9.3.31
18	記・史	甲源一刀流逸見氏練武道場	1棟	両神薄167	個人	S18.3.31
19	記・天	両神のフクジュソウ群落		両神薄、両神小森	個人	S30.10.10 H23.3.18 名称変更
20	記・旧	斎藤義彦の墓	1基	長留1652	個人	S15.3.31 S36.9.1 指定替
21	記・旧	森玄黄斎の墓	1基	下小鹿野274	個人	S23.3.17 S36.9.1 指定替

小鹿野町指定文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	有・建	聖天宮	1棟	般若2690	秩父大神社	S34.8.24
2	有・建	小鹿神社旧本殿	1棟	小鹿野88	小鹿神社	S45.12.13
3	有・建	薬師堂仁王門	1棟	両神薄2301-1	薬師堂奉賛会	S48.5.17
4	有・建	諏訪神社本殿	1棟	般若2592	諏訪神社	S58.9.30
5	有・建	妙見宮本殿	1棟	下小鹿野124	奈倉耕地	S61.2.26
6	有・建	諏訪神社本殿	1棟	伊豆沢1959	諏訪神社	S63.2.22
7	有・建	田の頭諏訪神社本殿	1棟	三山425	田の頭耕地	H2.3.5
8	有・建	鷹巣下薬師厨子付宝鏡	1棟	小鹿野267	上一丁目	H5.9.8
9	有・建	加藤家住宅母屋、塀、門、一番蔵	1棟	小鹿野322	個人	H7.3.30、 H11.11.24 追加指定
10	有・建	秩父札所32番法性寺観音堂	1棟	般若2661	法性寺	H11.11.24
11	有・建	塩沢宇賀神社社殿	1棟	両神薄5600	塩沢宇賀神社護持会	H14.9.6
12	有・建	近藤名醸株式会社主屋付、保存蔵	2棟	両神小森122	個人	H25.3.21
13	有・建	小鹿神社本殿	1棟	小鹿野1432	小鹿神社	H26.3.25
14	有・絵	絹本着色十三仏画像	1幅	河原沢442	真福寺	S34.8.24
15	有・絵	涅槃絵（漢山筆）	1幅	日尾2200	光西寺	S35.12.1
16	有・絵	竹本定太夫画像（漢山筆）	1幅	日尾1232	個人	S35.12.1
17	有・絵	森玄黄斎の遺作品	10点	下小鹿野226	個人	S37.9.20
18	有・絵	涅槃像画軸	1幅	両神薄2301-1	法養寺薬師堂奉賛会	S49.5.15
19	有・絵	蘭花芳香（群玉筆）	1幅	藤倉647	個人	S50.11.19
20	有・絵	双虎崖下疾駆之図（群玉筆）	1幅	藤倉4906	個人	S50.11.19
21	有・絵	絹笠神社天井画付絵馬2点		藤倉1342-2	強矢・八谷耕地	H2.11.26
22	有・絵	紙本着色十二神将像	2幅	小鹿野267	上一丁目	H5.9.8
23	有・絵	山水図塀風（漢山筆）六曲屏風	1隻	小鹿野556-1	個人	H16.3.25
24	有・絵	堤鋤月画「梅の図」	1隻	両神小森	個人	H21.1.23
25	有・絵	内田習斎筆「梅之図」	1隻 8枚	飯田2753	八幡神社	H26.3.25
26	有・絵	絹本着色十六善神像	3幅 追	般若513	南光山常光院（横山観音）	R2.11.26
27	有・工	鰐口（元禄十二年銘）	1口	小鹿野267	上一丁目	H5.9.8
28	有・工	春日町屋台後幕刺繍原図	1点	小鹿野1808	小鹿野町	H5.9.8
29	有・工	奈倉妙見庵念仏鉦	1口	下小鹿野124	奈倉耕地	H30.3.23
30	有・彫	木造阿弥陀如来立像	1軀	下小鹿野1370	御嶽神社護持会	S37.9.20
31	有・彫	木造聖観音立像	1軀	飯田273	三田川1-1区	S37.9.20
32	有・彫	木造阿弥陀如来坐像	1軀	下小鹿野212	大徳院	S37.9.20
33	有・彫	木造十一面観音坐像	1軀	小鹿野1823	十輪寺	S34.8.24

番号	種 別	名 称	員数	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
34	有・彫	石造仁王尊立像	2 軀	飯田2201	光源院 札所31番奉賛会	S34. 8. 24
35	有・彫	木造聖観音立像	1 軀	般若2661	法性寺	S34. 8. 24
36	有・彫	木造蔵王権現像	1 軀	般若2661	法性寺	S34. 8. 24
37	有・彫	銅造蔵王権現像	1 軀	下小鹿野1509	個人	S35. 12. 1
38	有・彫	木造虚空蔵菩薩坐像	1 軀	両神小森3848	個人	S44. 4. 16
39	有・彫	木造聖観音坐像	1 軀	長留4031	観音寺	S45. 7. 7
40	有・彫	森玄黄斎絵馬	1 面	両神薄2301- 1	薬師堂奉賛会	S49. 5. 15
41	有・彫	庚申塔	1 基	下小鹿野212	大徳院	S51. 9. 24
42	有・彫	森伊兵衛夫妻の像	2 軀	下小鹿野212	大徳院	S51. 9. 24
43	有・彫	文殊菩薩坐像	1 軀	伊豆沢1959	伊豆沢沢浦・諏訪神社 文殊堂保存会	S54. 2. 21
44	有・彫	木造金剛力士立像	2 軀	下小鹿野124	妙見宮・奈倉耕地	S61. 2. 26
45	有・彫	木造普賢菩薩坐像	1 軀	伊豆沢1959	伊豆沢沢浦・諏訪神社 文殊堂保存会	S63. 2. 22
46	有・彫	木造千手観音坐像	1 軀	伊豆沢1959	伊豆沢沢浦・諏訪神社 文殊堂保存会	S63. 2. 22
47	有・彫	木造大日如来坐像	1 軀	伊豆沢1959	伊豆沢沢浦・諏訪神社 文殊堂保存会	S63. 2. 22
48	有・彫	木造阿弥陀如来立像	1 軀	両神薄3706	個人	H3. 11. 8
49	有・彫	木造薬師如来坐像	1 軀	両神薄	行政区第5区	H11. 4. 8
50	有・古	武田の高札	1 幅	飯田840	光源院	S34. 8. 24
51	有・古	黄檗木奄の墨跡	1 幅	下小鹿野1387	鳳林寺	S37. 9. 20
52	有・古	慶長・慶安の検地帳	7 冊	両神薄329	個人	S44. 4. 16
53	有・古	吉田家文書		小鹿野1882	個人	S45. 7. 7
54	有・古	明暦検地帳		小鹿野123	町教育委員会	S45. 7. 7
55	有・古	田嶋家文書		小鹿野1855	個人	S45. 7. 7
56	有・古	坂本家文書		長留2780	個人	S45. 7. 7
57	有・古	新井家文書		藤倉2414	個人	S45. 7. 7
58	有・古	坂本家文書		長留3575	個人	S47. 1. 12
59	有・古	甲源一刀流神文書	39巻	両神薄167	個人	S49. 6. 9
60	有・古	木公堂日記	17冊	両神薄1309	個人	S49. 5. 15
61	有・古	岩田家文書		小鹿野310	個人	S53. 6. 22
62	有・古	柴崎家文書		小鹿野259	個人	S56. 4. 16
63	有・古	大般若経	600 巻	伊豆沢1959	伊豆沢沢浦・諏訪神社 文殊堂保存会	H11. 11. 24
64	有・古	大般若経	6 巻	般若2661	法性寺	H11. 11. 24
65	有・歴	七重の塔	1 基	両神薄2301- 1	法養寺薬師堂奉賛会	S49. 5. 15
66	有・歴	火縄銃	1 式	藤倉384	個人	H9. 4. 25
67	有・歴	火縄銃	1 式	小鹿野123	町教育委員会	H9. 4. 25
68	有・歴	火縄銃	1 式	藤倉4791	個人	H9. 4. 25
69	有・歴	甲冑	1 領	藤倉2411	個人	H10. 3. 25

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
70	有・歴	甲冑付火事装束兜、陣羽織	1領	小鹿野292-3	個人	H10.3.25
71	有・歴	般若村高札	9点	小鹿野123	教育委員会	H11.3.25
72	無形	甲源一刀流の形		両神薄167	個人	S54.3.19
73	民・有民	逸見家の駕籠	1基	両神薄167	個人	S49.6.5
74	民・有民	三山下郷笠鉾	1基	三山111-1	三山下郷耕地	S63.2.22
75	民・有民	羽黒神社（宗吾神社）の笠鉾	1基	長留3543-2	羽黒神社	H2.11.26
76	民・有民	羽黒神社（宗吾神社）の舞殿	1棟	長留3543-2	羽黒神社	H2.11.26
77	民・有民	薬師堂の納札（3点）		両神薄2301-1	法養寺薬師堂奉賛会	H3.11.8
78	民・有民	大塩野屋台	1基	両神薄898-1	八坂神社	H13.11.16
79	民・有民	飯田屋台	1基	飯田2778-3	上飯田耕地	H15.5.21
80	民・有民	八幡神社の笠鉾	1基	飯田2778-3	八幡神社	H15.5.21
81	民・有民	木魂神社神楽殿（津谷木の舞台）	1棟	下小鹿野3301	木魂神社	H21.1.23
82	民・有民	諏訪森記念館（小森の歌舞伎舞台）	1棟	両神小森330	諏訪神社	H30.3.23
83	民・有民	小鷹神社神楽殿（歌舞伎舞台）	1棟	三山1208	小鷹神社	H30.3.23
84	民・無民	竹平の獅子舞		両神薄	竹平獅子舞保存会	S35.9.5
85	民・無民	長留の獅子舞		長留3543-2	長留仲組	S35.12.1
86	民・無民	柏沢太々神楽		両神薄	柏沢神楽保存会	S46.9.1
87	民・無民	長久保神楽		日尾2354	長久保神楽保存会	S49.2.25
88	民・無民	浦島念仏		両神薄	浦島耕地	S49.5.15
89	民・無民	柏沢ちんどんめえり		両神薄	柏沢耕地	S49.6.20
90	民・無民	奈倉神楽		下小鹿野212	奈倉神楽保存会	S51.9.24
91	民・無民	聖天神楽		般若2690	聖天神楽保存会	S54.2.21
92	民・無民	間庭の甘酒まつり		両神小森	行事	S54.3.19
93	民・無民	松井田神楽		長留321-1	松井田神楽保存会	S55.3.18
94	民・無民	十六神楽		般若629	十六神楽保存会	S56.4.16
95	民・無民	煤川の獅子舞		両神小森	煤川獅子舞保存会	S61.7.15
96	民・無民	倉尾神社の長旗付き煙火		藤倉3135	倉尾神社煙火保存会	S63.2.22
97	民・無形	小森歌舞伎		両神小森	小森祭りと文化を守る会	H17.6.9
98	民・無民	的矢の神事（伊豆沢の天気占い）		伊豆沢1959	伊豆沢沢浦・諏訪神社文殊堂保存会	S37.9.20、 県選択 H9.3.18
99	民・無民	筒粥の神事（馬上のクダゲエ〔管粥〕）		藤倉620	馬上耕地	S37.9.20、 県選択 H11.3.19
100	記・史	山田百梅の墓碑	1基	下小鹿野3586	正永寺	S34.8.24
101	記・史	お塚（古墳）	1基	般若927	日本武神社	S34.8.24
102	記・史	日尾城跡		日尾2235他	個人	S37.9.20
103	記・史	奈倉館跡		下小鹿野18	個人	S37.9.20

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
104	記・史	高札場	1棟	下小鹿野1380	八剣神社	S37.9.20
105	記・史	札所31番鷲窟山観音院		飯田2201	光源院 札所31番奉賛会	S37.9.20
106	記・史	札所32番般若山法性寺		般若2661	法性寺	S37.9.20
107	記・史	日尾荊山の生地		日尾1492	倉尾文化財保存会	S37.9.20
108	記・史	安積良斎の小鹿野碑	1基	下小鹿野1299	小鹿神社	S37.9.20
109	記・史	竹内いし女墓・褒賞	1基 1個	両神薄3389 両神薄2906	個人 小鹿野町	S38.12.24
110	記・史	加藤民也先生碑	1基	両神薄1633	個人	S49.5.15
111	記・史	甲源一刀流 逸見愛作 寿碑	1基	両神薄94-3	個人	S49.6.9
112	記・史	出浦市郎左衛門頌徳碑	1基	両神薄3574	個人	S49.6.20
113	記・史	初代音羽屋彦五郎の碑	1基	下小鹿野1949	個人	H2.11.26
114	記・史	小鹿塚		下小鹿野861-4他	町	H6.12.21
115	記・天	古鷹神社の杉	3本	三山1195	古鷹神社	S48.1.10
116	記・天	一本杉峠の杉	1本	小鹿野2310	個人	S48.1.10
117	記・天	逸見家の櫓	14本	伊豆沢39	個人	S48.1.10
118	記・天	坂本の大もみじ	1本	河原沢771	個人	S58.3.29
119	記・天	大徳院の一本杉	1本	下小鹿野208-1	大徳院	S61.2.26

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国選択）

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	選民	河原沢のオヒナゲエ (お雛粥)		河原沢	河原沢おひなげ保存会	H10.12.1

埼玉県選択無形民俗文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	選民	伊豆沢の天気占い		伊豆沢1959 諏訪神社	伊豆沢沢浦・諏訪神社 文殊堂保存会	H9.3.18
2	選民	馬上のクダゲエ（管 粥）		藤倉620諏訪神社	馬上耕地	H11.3.19

埼玉県選定重要遺跡

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	重遺	塩沢城跡		両神薄4486他	個人	S51.10.1
2	重遺	日尾城跡		日尾2235他	個人	S51.10.1

地域を定めないで指定されている天然記念物（国指定）

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	記・天	カモシカ				S30.2.15

小鹿野町所在国・県・町指定文化財件数、種別・種類区分表（令和3年4月1日現在）

区分	種別	種類	指定等の主体者	略号	国指定等件数	県指定等件数	町指定等件数	合計
指定	有形文化財	建造物	国・県・町	有・建	0	1	13	14
		絵画		有・絵	0	1	13	14
		工芸品		有・工	0	0	3	3
		彫刻		有・彫	0	3	20	23
		古文書・書籍・典籍		有・古	0	2	15	17
		考古資料		有・考	0	1	0	1
		歴史資料		有・歴	0	0	7	7
	無形文化財			無形	0	0	1	1
	民俗文化財	有形民俗文化財		民・有民	0	2	11	13
		無形民俗文化財		民・無民	0	6	16	22
	記念物	史跡		記・史	0	2	15	17
		名勝		記・名	0	0	0	0
		天然記念物		記・天	2（注）	1	5	8
		旧跡		記・旧	0	2	0	2
登録	登録有形文化財		国	登有	0	0	0	0
選定	重要伝統的建造物群保存地区		国	重伝建	0	0	0	0
	選定保存技術		国	選技	0	0	0	0
	重要遺跡		県	重遺	0	2	0	2
選択	選択無形民俗文化財		国・県	選民	1	2	0	3
合 計（※重複件数4件を含む）					3	25	119	※147

小鹿野町地域防災計画
資料編

令和7年3月
小鹿野町防災会議

発行：小鹿野町
編集：小鹿野町 総務課
〒368-0192
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
TEL：0494-75-1221